

柏崎市国民保護計画

柏 崎 市

第1編 総論	1
第1章 計画作成の趣旨	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 柏崎市地域防災計画等との関連	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5 用語の定義	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4章 柏崎市の地理的、社会的特徴	12
1 地形	12
2 気候・気象	12
3 人口の状況	13
4 道路の位置等	13
5 鉄道及び港湾の位置等	14
6 原子力発電施設	14
第5章 市国民保護計画が対象とする事態の概要等	15
1 武力攻撃事態の類型	15
2 緊急処理事態の類型	15
第2編 平素からの備え等予防に関する計画	17
第1章 市における組織・体制の整備	17
1 市の各部等における平素の業務	17
2 職員の参集基準等	18
3 代替職員、交代要員等	18
4 消防機関の体制	19
5 国民の権利利益の救済に係る手続き等	19
第2章 関係機関との連携体制の整備	21
1 基本的考え方	21
2 県との連携	21
3 近接市町村との連携	21
4 指定公共機関等との連携	22
5 ボランティア団体等に対する支援	22
6 地域による共助意識の醸成	22
第3章 通信の確保	23
第4章 情報収集・伝達体制の整備	24
1 基本的考え方	24
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	25
第5章 研修及び訓練	26
1 研修の実施	26
2 訓練の実施	26
第6章 避難・救援体制の整備	28
1 避難に関する基本的事項	28
2 救援に関する基本的事項	28
3 避難施設の指定への協力	29
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29

5	特に注意を要する施設の避難計画	30
第7章	医療救護体制の整備	31
1	医療救護体制の確立	31
2	救急連絡体制の確立	31
3	医療資器材等の確保	31
第8章	要配慮者の支援体制の充実	32
1	要配慮者への配慮	32
2	要配慮者関連施設等における安全確保対策	32
3	園児、児童及び生徒への配慮	33
第9章	生活関連等施設の把握等	34
1	生活関連等施設の把握	34
2	市における平素からの備え	34
第10章	市が管理する公共施設等における警戒	35
第11章	物資及び資材の備蓄等	36
1	物資及び資材の備蓄、整備	36
2	防災のための備蓄との関係	36
3	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	36
第12章	豪雪地域の体制整備	37
1	除排雪体制・施設整備等の推進	37
2	緊急活動体制の整備	37
3	総合的な雪対策の推進	37
第13章	海岸線における警戒	38
第14章	原子力発電所における警戒	39
第15章	国民保護に関する啓発	40
1	国民保護措置に関する啓発	40
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	40
第3編	武力攻撃事態への対処に関する計画	41
第1章	初動連絡体制の整備	41
1	緊急事態連絡室等の設置	41
2	市対策本部への移行	41
3	市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	42
4	警戒区域の設定等	42
第2章	対策本部の組織・運営計画	43
1	市対策本部の設置	43
2	市対策本部の組織及び分掌事務	44
第3章	関係機関の相互協力体制	46
1	国・県の事態対策本部との連携	46
2	知事、指定行政機関、指定地方行政機関等への要請	46
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	46
4	他の市町村等への応援の要求、事務の委託	47
5	指定公共機関、指定地方公共機関への要請	47
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	47
7	市の行う応援等	47
8	ボランティア団体等に対する支援等	48
9	住民への協力要請	48
第4章	武力攻撃事態等における通信の確保	49
1	情報通信手段の確保	49
2	情報通信手段の機能確認	49
3	通信輻輳により生じる混信等の対策	49

第5章 警報・避難指示の伝達	50
1 警報の伝達等	50
2 警報の伝達方法.....	50
3 緊急通報の伝達及び通知	51
第6章 避難の実施	52
1 避難の指示の通知・伝達	52
2 事態に応じた避難の種類と対処	52
3 避難実施要領	53
4 避難住民の誘導.....	55
5 避難住民の受入れ	56
6 避難後の状況の変化等に応じた措置.....	56
7 避難の長期化への対処.....	56
8 避難の指示の解除.....	57
第7章 避難住民等の運送	58
第8章 交通規制	59
第9章 要配慮者の避難等への配慮	60
1 要配慮者への配慮	60
2 病院、要配慮者関連施設における対策	60
3 園児、児童及び生徒への配慮.....	60
第10章 救援の実施	61
1 救援の実施.....	61
2 関係機関との連携	61
3 救援の内容	62
4 医療救護活動	64
5 被災者の捜索及び救出.....	65
6 遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬.....	65
第11章 安否情報の収集及び提供	66
1 安否情報の収集.....	67
2 県に対する報告.....	67
3 安否情報の照会に対する回答	67
4 日本赤十字社に対する協力	68
第12章 武力攻撃災害への対処	69
1 武力攻撃災害への対処.....	69
2 生活関連等施設の安全確保	69
3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	69
4 NBC攻撃（核兵器、生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による災害への対処等	70
5 応急措置等	71
第13章 被災情報の収集及び報告	75
1 被災情報の収集.....	75
2 被災情報の報告.....	75
第14章 保健衛生の確保	76
1 保健衛生の確保対策	76
2 防疫対策.....	76
3 食品衛生確保対策	76
4 飲料水衛生確保対策	76
5 栄養指導対策	76
6 廃棄物の処理対策	76
第15章 文化財の保護その他の措置	78
1 文化財等の保護.....	78

2	愛玩動物の保護対策等の実施	78
第16章	ボランティア受入れ計画	79
1	安全の確保	79
2	市ボランティアセンターの設置	79
第17章	特殊標章等の交付及び管理	80
第4編	原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	81
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	81
2	武力攻撃原子力災害への備え	81
3	通報等及び実施体制の確立	82
4	応急対策等	84
第5編	復旧に関する計画等	87
第1章	応急の復旧	87
1	基本的考え方	87
2	ライフライン施設の応急の復旧	87
第2章	武力攻撃災害の復旧	88
第3章	国民生活の安定に関する措置	89
1	被災者のための相談、支援等	89
2	住宅対策	89
3	生活関連物資等の需給・価格状況の調査・監視	89
4	生活基盤等の確保	89
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	90
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	90
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	90
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	90
第6編	緊急対処事態への対処	91
1	緊急対処事態	91
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	91
資料編		1
1	関係機関	1
2	避難施設	6
3	給水用資機材等の状況	13
4	生活関連等施設の該当基準	14
5	様式	16
6	例規等	23

策定 平成19年(2007年)2月
 変更 平成22年(2010年)8月
 変更 平成27年(2015年)5月
 変更 令和2年(2020年)3月
 変更 令和4年(2022年)3月

第1編 総論

第1章 計画作成の趣旨

国の平和と安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、武力攻撃事態などを未然に防ぐことが何より必要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の態勢を備えておくことは、大変重要なことである。

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

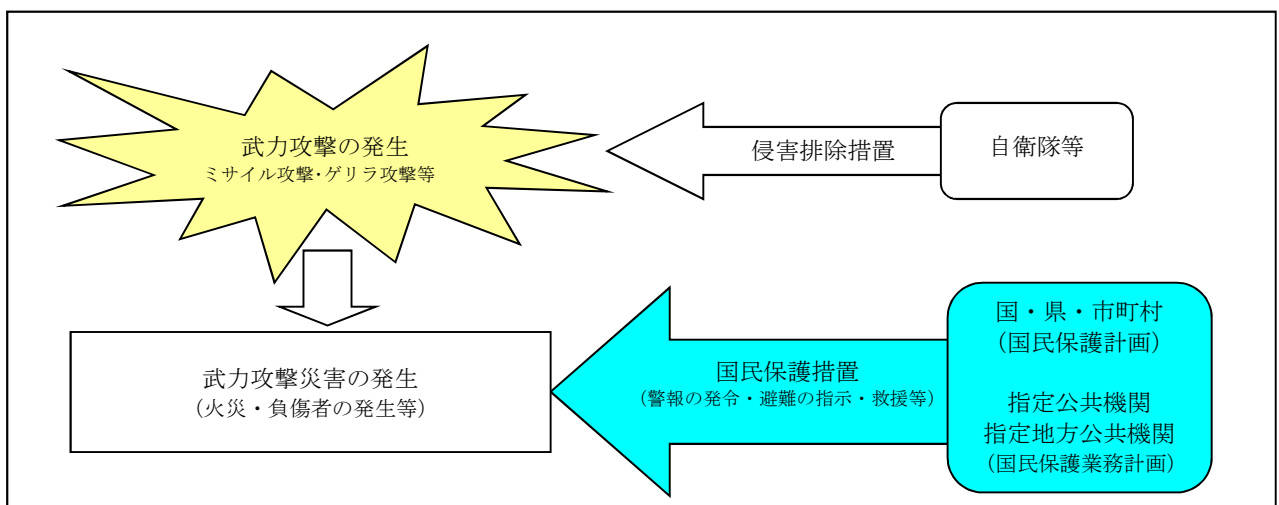
市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づいて作成するものであり、市における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

武力攻撃事態における国民保護の位置づけ



2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え等予防に関する計画
- 第3編 武力攻撃事態への対処に関する計画
- 第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処
- 第5編 復旧に関する計画等
- 第6編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 柏崎市地域防災計画等との関連

柏崎市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講じるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。特に、武力攻撃原子力災害の発生に際しては、市地域防災計画（原子力災害対策編）を準用し、適切に国民保護措置に当たる。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、柏崎市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更は、国民保護法第35条第5項及び第39条第3項の規定により、知事に協議をした後に市国民保護協議会に諮問をして行う。変更後は、同法第35条第6項の規定により市議会に報告するとともに公表する。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

（計画関連）

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
事態対策本部長	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる事態対策本部長
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保

	護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
市民等	市内に居住する人(外国人居住者を含む)、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人のこと

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害
被害情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(避難・救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)
避難措置の指示	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講じるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報(武力攻撃災害緊急通報)	都道府県知事が、警報の発令を待ついとまがない場合、武力攻撃災害による危険を防止するために発令する通報
警戒区域	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域のこと
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避(屋内への退避を含む)の指示
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児及び外国人等その他の特に配慮を要する者のこと(災害対策基本法第8条第2項関係)

(関係機関・施設関連)

用語	意義
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で定められた国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の31機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で定められた国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れのあるもの

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管及び土地、家屋の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

【国際人道法の的確な実施】

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、当該措置の内容が国際人道法の規定の内容に沿ったものとなるようにすることを求めるものであり、具体的には、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的取扱いに関する以下の事項について規定する。

- ① 高齢者、障害者等配慮を要する者の保護に関する事項
- ② 国民の保護のための措置を実施する者等の安全確保の配慮に関する事項
- ③ 被災者等の安否情報を収集・整理・提供する事項
- ④ 武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用及び濫用禁止に関する事項

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

市は新潟県のほぼ中央に位置し、市内には1か所としては世界最大の発電量を有する原子力発

電所が存在し、柏崎刈羽圏域の中心となっている。面積は442.03km²、42kmに及ぶ海岸線で日本海に面し、磯浜海岸による景勝地と遠浅海岸の海水浴場を形成している。また、米山、黒姫山、八石山の山系とその支脈によって囲まれ、冬は北西の季節風が吹き荒れ、平野部は積雪量が少ないにもかかわらず、山間部に入ると急激に積雪量が増加する。

人口及び世帯では、一層核家族化が進むとともに、全国平均に比べ、少子高齢化が進んでいる。

市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地理的・社会的特性に十分配慮の上、適切な対処に努める。

(10) 初動体制の充実

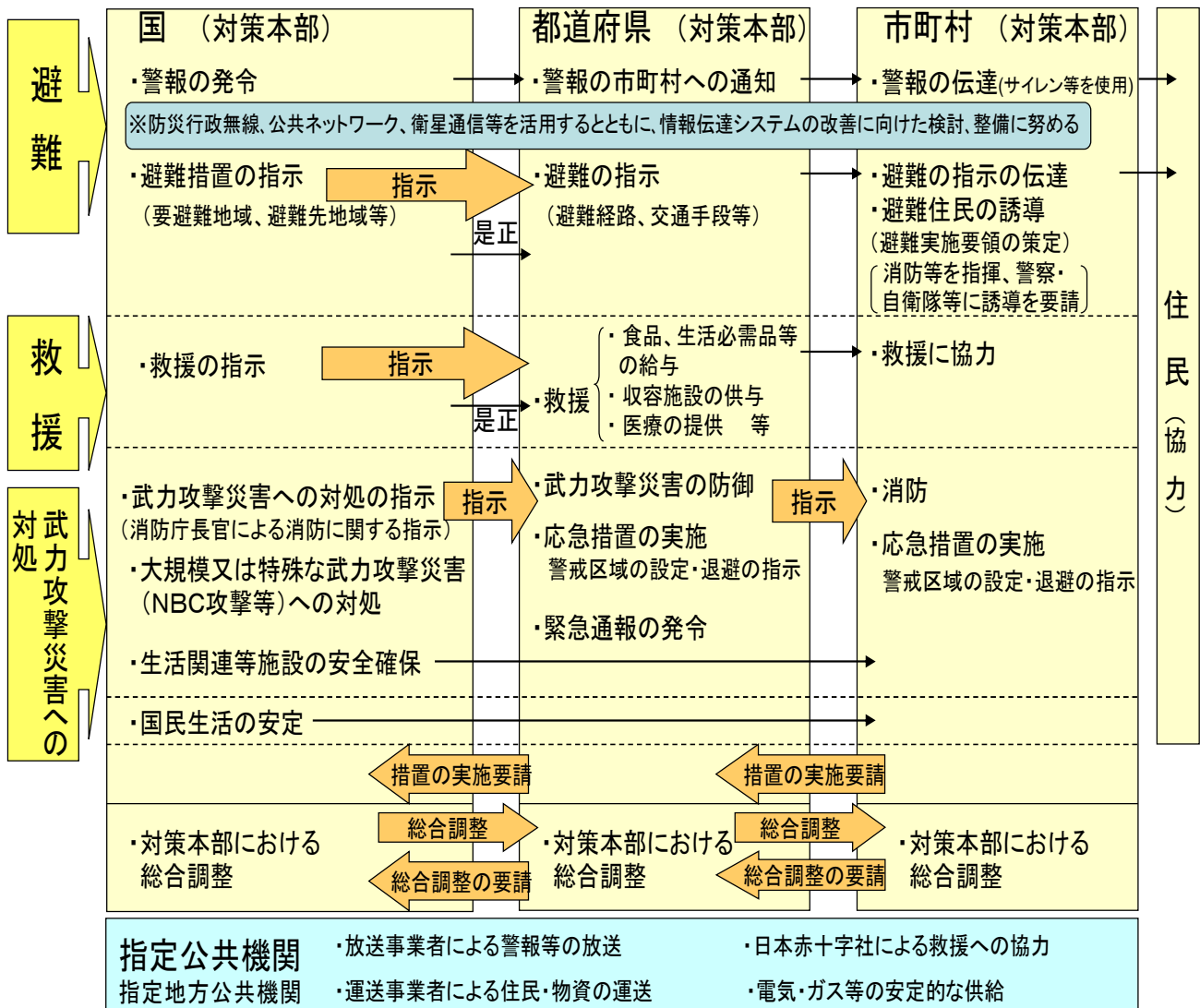
市は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに県及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、武力攻撃等から市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て国民保護措置を実施する必要がある。

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

関係機関等の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
柏崎市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消火・救急・救助活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全対策及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成

関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保

道路、港湾、空港の 管 理 者	1 道路、港湾及び空港の管理
日 本 赤 十 字 社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

県指定地方公共機関

区 分	指 定 機 関
ガ ス	新潟県ガス協会 一般社団法人新潟県L Pガス協会
鉄 道	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社
バ ス	公益社団法人新潟県バス協会 新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 蒲原鉄道株式会社
ト ラ ッ ク	公益社団法人新潟県トラック協会 新潟運輸株式会社 東部運送株式会社 中越運送株式会社 プリヴェ運輸株式会社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 佐渡汽船運輸株式会社
汽 船	佐渡汽船株式会社 粟島汽船株式会社
放 送	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会社 株式会社エフエム新津 株式会社柏崎コミュニティ放送 株式会社けんと放送 株式会社エフエムしばた 株式会社エフエム雪国 長岡移動電話システム株式会社 燕三条エフエム放送株式会社 エフエム上越株式会社 エフエム角田山コミュニティ放送株式会社 株式会社エフエムとおかまち 株式会社エヌ・シイ・ティ 上越ケーブルビジョン株式会社 株式会社佐渡テレビジョン
医 療	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会

第4章 柏崎市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、面積は442.03km²で柏崎刈羽圏域の中心となっている。地域の南西から東部一帯にかけて、米山（992.6m）、黒姫山（891.0m）、八石山（518.0m）の山系とその支脈によって囲まれ、北西方向は、延長42kmに及ぶ海岸線で日本海に面している。

市のほぼ中央部を2級河川である鵜川が小支流を合して、また鯖石川が北部から流下してくる別山川と合流し日本海に注いでいる。この3河川の下流域には柏崎・刈羽平野が開け、水田地帯を形成している。

海岸線の南西部は、火山活動により海底から隆起した米山の山麓が急激に日本海に落ち込んで出入の激しい磯浜海岸となり景勝を成している。一方、北東部はなだらかな砂丘が続き、海岸は遠浅になっており絶好の海水浴場となっている。

市の位置・広ぼう・面積等

位 置		広 ば う		面 積	海 岸 線
東 経	北 緯	東 西	南 北		
138° 33' 43"	37° 22' 8"	27.40km	40.20km	442.03km ²	およそ42km

2 気候・気象

過去10年間における平均気温は14.1℃、最高気温38.8℃、最低気温-5.3℃、平均年間降雨量2,193.4mm、平均年間降雪量241.3cmである。

年間を通じて晴れの日が34.1%、平均風速2.2m/secと比較的温暖ではあるが、冬は北西の季節風が強く、山間部に入るに従い急激に積雪量が増加する。

年別気象状況の推移

年	気 温 (°C)			風速 (m/sec)		年 間 降 雨 量 (mm)	年 間 降 雪 量 (cm)	湿 度 (%)			天 気 日 数 (日)			
	最高	最低	平均	最大	平均			最高	最低	平均	晴	曇	雨	雪
平成 23(2011)	37.9	-3.5	13.7	28.5	2.2	2,151.5	354.0	99.3	20.0	81.1	123	158	59	25
24(2012)	35.8	-4.4	13.6	38.0	2.2	2,394.0	608.0	98.6	23.8	83.5	129	117	76	44
25(2013)	35.9	-4.4	13.9	33.8	2.3	2,714.0	241.0	98.3	18.3	82.4	118	121	95	31
26(2014)	35.2	-5.3	13.6	30.4	2.3	2,274.0	293.0	97.7	13.0	76.6	114	170	53	28
27(2015)	38.8	-2.9	14.3	31.6	2.2	1,741.0	63.0	97.7	14.1	77.9	129	161	55	20
28(2016)	37.0	-5.1	14.5	31.3	2.0	1,958.0	238.0	97.7	5.0	76.9	123	159	59	25
29(2017)	38.6	-3.1	13.7	29.0	2.4	2,354.0	133.0	98.0	15.8	78.7	109	177	63	16
30(2018)	38.7	-5.3	14.5	29.3	2.2	2,141.0	333.0	98.0	17.5	79.5	129	149	63	24
令和 元(2019)	37.7	-1.8	14.6	30.5	2.2	2,075.5	95.0	98.0	15.5	79.0	136	164	55	10
2(2020)	37.8	-2.9	14.7	31.7	2.1	2,130.5	55.0	98.3	12.2	80.4	134	156	68	8

※観測地点は消防本部（三和町）である。（消防本部 1 月 1 日～12月31日）

3 人口の状況

市の人口は、昭和22年（1947年）の123,230人（臨時国勢調査）を頂点として、以後減少を続け、昭和45年（1970年）までの間に急激な人口流出を続けてきた。平成27年（2015年）国勢調査による市の人口は86,833人で、前回（平成22年（2010年））より4,618人（5%）減少した。

近年の人口分布状況は、中央部では人口は平成7年（1995年）を頂点に減少しているものの、その全市に占める割合は漸増している。一方、他の地区では人口、割合とも漸減している。

人口の推移

（単位：人）

区 分		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	
（旧） 柏 崎 市	中 央 部	旧 柏 崎	44,474	45,708	43,291	42,265	41,676	40,484
		西 中 通	4,802	5,855	6,048	6,152	6,354	6,100
		荒 浜	5,596	5,656	5,316	5,320	5,115	4,796
		北 鯖 石	3,276	3,343	3,442	3,417	3,452	3,279
		田 尻	7,182	8,623	8,996	8,843	8,838	8,961
		高 田	4,212	4,931	5,825	6,036	6,022	5,623
		中央部計	69,542	74,116	72,918	72,033	71,457	69,243
	東 部	中 通	2,133	2,027	1,883	1,765	1,583	1,444
		中 鯖 石	2,247	2,161	2,004	1,791	1,621	1,448
		南 鯖 石	2,562	2,291	1,982	1,689	1,473	1,209
		北 条	5,074	4,671	4,181	3,740	3,323	2,932
		東部計	12,016	11,150	10,050	8,985	8,000	7,033
	西 部	上 米 山	439	383	347	306	239	211
		米 山	1,679	1,473	1,369	1,231	1,086	920
		西部計	2,118	1,856	1,716	1,537	1,325	1,131
	南 部	上 条	1,244	1,213	1,220	1,155	1,028	952
		黒 姫	2,378	2,011	1,783	1,536	1,264	1,025
		南部計	3,622	3,224	3,003	2,691	2,292	1,977
	北 部	高 浜	1,011	883	731	657	513	424
		北部計	1,011	883	731	657	513	424
	(旧)柏崎市計		88,309	91,229	88,418	85,903	83,587	79,808
(旧)高柳町		3,143	2,802	2,502	2,241	1,859	1,504	
(旧)西山町		7,813	7,396	6,976	6,504	6,005	5,521	
柏崎市計		99,265	101,427	97,896	94,648	91,451	86,833	

（国勢調査）

4 道路の位置等

(1) 国道8号柏崎バイパス事業

国道8号は、新潟市を起点として日本海に沿って南下し京都府に至る総延長約603kmの主要幹線道路であり、北陸自動車道と共に日本海国土軸として沿岸地域の地域経済社会の発展に大きな役割を果たしている。

しかし、近年の市街化の進展及び交通需要の増加により、慢性的な交通混雑を引き起こしており、特に、夏季の交通渋滞は沿岸住民にとって深刻な問題となっている。また、災害時における避難路や緊急輸送路としての機能が求められている。

こうした問題を解消するため、柏崎市街地の南側に国道8号柏崎バイパスを整備することとし、平成元（1989）年に都市計画決定された。国道8号柏崎バイパスは、中心市街地の都市交通の円滑化、都市機能の活性化を図るとともに、防災上の観点から災害に強い避難路や緊急輸送路としての機能強化を整備の目的としている。

(2) 一般国道・県道

市には地域を縦貫する一般国道8号（新潟市～京都市）を軸として、これに一般国道116号（柏崎市～新潟市）、252号（柏崎市～会津若松市）、353号（桐生市～柏崎市）、291号（前橋市～柏崎市）、352号（柏崎市～栃木県上三川町）、402号（352号と全線重用 柏崎市～新潟市）、460号（352号と全線重用 新発田市～柏崎市）が放射状に伸び、関東・関西・東北経済圏を結んでいる。これに県道が2次生活圏地域内各地を縦横に結び、重要生活道路となっている。

(3) 高速自動車国道

新潟市を起点とし、市域を東から西へ縦貫し、滋賀県米原市に至る総延長487kmの高速自動車国道が「北陸自動車道」である。

市域については、東から西山・中通・西中通・北鯖石・田尻・高田地区の平場田園地帯を通り、鯨波地区から米山地区の海岸沿いを西から抜けるもので、全線が供用されている。

(4) 市道

市道は、市民の日常生活に密接した道路であり、整備状況は改良延長587km（改良率50.3%）、舗装延長975km（舗装率83.6%）となっている。

5 鉄道及び港湾の位置等

市には、東日本旅客鉄道株式会社の信越本線と柏崎駅で分岐する越後線の2線区で列車が運行されている。

信越本線は、近畿・北陸から新潟・東北の日本海側を縦貫する幹線としての機能を有している。また、旅客列車のほかに日本貨物鉄道株式会社による貨物列車も多く運転されている。越後線は、単線であるが生活路線として利用されている。

市の港湾は、地方港湾の柏崎港が所在し、港周辺環境では新潟県柏崎マリーナが整備されている。

6 原子力発電施設

市には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。昭和60年（1985年）に1号機が営業運転を開始し、平成9年（1997年）の7号機の運転開始をもって全号機が営業運転を開始し、合計出力821.2万kwは世界一の規模となっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態の概要等

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たっては留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。また、緊急対処事態についても、国の基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

市国民保護計画においては、以下のとおり国の基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、実際の場面では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

敵国の陸上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な問題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生じることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成するまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急対処事態の類型

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊といった事態例がこれに当たり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生じることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれに当たり、爆破による人

的被害のほか、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭そ菌等生物剤の大量散布、サリン等の化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれに当たり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれに当たり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じることが想定される。

第2編 平素からの備え等予防に関する計画

第1章 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

市の各部等における平素の業務

部等名	平 素 の 業 務
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会の運営に関する事 ・ 関係機関との連絡調整に関する事 ・ 避難施設の指定への協力等に関する事 ・ 市国民保護対策本部に関する事 ・ 非常通信体制の整備に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ 国民保護についての訓練に関する事 ・ 職員（消防職員を除く）に係る特殊標章等の交付等に関する事 ・ 国民保護に関する普及及び啓発に関する事 ・ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄に関する事 ・ 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関する事 ・ 24時間即応体制の確保に関する事
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の埋葬に関する事 ・ 廃棄物処理に関する事 ・ 避難所施設の運営体制の整備に関する事 ・ 高柳町事務所に関する事 ・ 西山町事務所に関する事
総合企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ通信網の機能確保に関する事 ・ 通信施設の管理に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策予算に関する事 ・ 公用車両等の管理及び配車に関する事
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ ボランティアに関する事
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の安全教育に関する事 ・ 保育園等の管理に関する事
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品及び食料の流通に関する事 ・ 観光客、一時滞在者の把握に関する事 ・ 農林水産施設及び農業用施設の管理に関する事 ・ 復旧に係る体制整備に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、河川、港湾等の管理に関する事 ・ 住民の避難誘導に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制等に係る体制整備に関すること ・復旧に係る体制整備に関すること
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の管理、体制整備に関すること ・ダム等の管理に関すること
消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> ・消火・救急・救助に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・消防職員に係る特殊標章等の交付等に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の安全教育に関すること ・学校及び教育施設等の管理に関すること ・文化財の保護に関すること

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部・署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

職員参集基準

体制	参集基準
① 危機管理会議体制	危機管理会議構成員及び必要に応じて事案発生時の危機管理対応に必要な要員
② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ定める。
③ 市国民保護対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等に参集

事態の状況に応じた体制の判断基準

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合	直接市の区域への影響がなく情報収集等の対応が必要な程度の事態	①
		直接市の区域に影響が及ぶと考えられる事態	②
	現場からの情報等により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	直接市の区域への影響がなく情報収集等の対応が必要な程度の事態	①
		直接市の区域に影響が及ぶと考えられる事態	②
		現場からの情報等により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

3 代替職員、交代要員等

柏崎市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）における本部長、副本部長及び本部長

の代替職員については、以下のとおりとする。

併せて、市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- (1) 交代要員の確保その他職員の配置
- (2) 食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保 等

市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長(市長)	副市長	危機管理監	総合企画部長
副本部長(副市長)	危機管理監	総合企画部長	
本部員(各部長等)	各部主管課長 (あらかじめ本部員 が指定する職にある 者)		

4 消防機関の体制

- (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び署は、初動体制を整備するとともに消防職員及び消防団員の参集基準を定める。また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当部署を定めるなど、体制の整備に努める。

- (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

5 国民の権利利益の救済に係る手続き等

- (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手續を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手續項目ごとに、以下のとおり担当部等を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手續項目一覧

※ 表中「法」は国民保護法を指す。

		担当部等
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)	福祉保健部(医薬品等) 産業振興部(食品等物資)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事(法第82条)	財務部
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)	
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	福祉保健部
損害補償	国民への協力要請によるもの(法第70条第1・	市民生活部

(法第160条)	3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	福祉保健部
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		総合企画部
訴訟に関する事(法第6条、175条)		総合企画部

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

- (1) 防災のための連携体制の活用
市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。
- (2) 関係機関の計画との整合性の確保
市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
- (3) 関係機関相互の意思疎通
市は、国民保護措置における個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

- (1) 県の連絡先の把握等
市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。
- (2) 県との情報共有
警報の内容、避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。
- (3) 市国民保護計画の県への協議
市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。
- (4) 県警察との連携
市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

- (1) 市町村の連絡先の把握等
市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請などが円滑に実施できるよう、近接市町村と必要な連携を図る。
- (2) 近接市町村との情報共有
広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接市町村との間で緊密な情報の共有を図る。
- (3) 近接市町村間の連携の確保
市は、近接市町村が相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、市境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行うことなどにより、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における近接市町村相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(4) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との調整や応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は別に定めることとし、同情報は定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携態勢の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織間相互及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、ボランティア活動を円滑に進めることができるよう、ボランティアリーダー等の育成に努める。また、関係団体とのネットワークの構築に務め、必要な際に迅速に対応できるよう体制整備を図る。

6 地域による共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域の果たす役割が大きいことから、市は、民生・児童委員、地域の自主防災組織又は町内会及び地域コミュニティ組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。また、市は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、住民のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第3章 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線及び防災情報通信システムの保守管理に努める。また、市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、衛星系、地上系を利用した防災行政無線の多ルート化に努めるとともに、停電等に備えて非常用電源の確保を図るとともに通信訓練等を通じて通信が確実に確保される体制の整備を図る。

なお、非常通信体制の確保に当たっては以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備面

- ① 非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

(2) 運用面

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ③ 通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑦ 市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、SNS、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4章 情報収集・伝達体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ決めておくものとする。この場合において、民生・児童委員や要配慮者関連施設、公益財団法人柏崎地域国際化協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定める。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線及び防災情報通信システムの保守管理に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第九管区海上保安本部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、保育園、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告の様式

市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて県に報告する。

収集・報告すべき情報

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族、同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、保育園、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5章 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて職員の国民保護措置の実施に必要な知識の習得を図るとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修の実施

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国、県等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど、多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国・県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練の実施

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態想定に基づき、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮

する。

- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

第6章 避難・救援体制の整備

市は、避難の指示を受けたときは、避難の指示の伝達を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難の指示の伝達及び避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

- ① 住宅地図
- ② 区域内の人口分布（男女別）
- ③ 区域内の道路網のリスト
- ④ 輸送力のリスト
- ⑤ 避難施設のリスト
- ⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト
- ⑧ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ⑨ 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ⑩ 消防機関のリスト
- ⑪ 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うことなどにより緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、市地域防災計画及び要配慮者避難支援全体計画に基づき要配慮者の支援を担当する班を設置し、要配慮者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や保育園、事業所との連携

市は、学校や保育園（以下「学校等」という。）、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から学校・事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

(6) 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合、区域内の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の避難方法等について配慮する。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、県と連携して、迅速かつ的確に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎資料を準備する。

市対策本部において集約すべき基礎的資料

避難のために集約・整理した基礎的資料に加えて、次の資料を基礎資料として準備

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
 - ② 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ③ 関係医療機関のデータベース
 - ④ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
 - ⑤ 墓地及び火葬場所等のデータベース
- (2) 電気通信事業者との協議
市は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。
- (3) 医療の要請方法等
市は、医師会等の医療関係団体に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。
- (4) 県との調整
市は、知事が救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、県の行う救援の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができることから、市の行う救援の内容や県との役割分担等について県と調整しておく。

3 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために、必要な情報を県と連携して住民に周知する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

- (1) 運送事業者の輸送力の把握
市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。
把握しておくべき輸送力に関する情報
- ① 保有車輛等（鉄道、観光・路線バス、船舶等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- (2) 輸送施設に関する情報の把握
市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。
把握しておくべき輸送施設に関する情報
- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - ④ ヘリポート（場所、管理者の連絡先など）
- (3) 運送経路の把握等
市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

5 特に注意を要する施設の避難計画

(1) 要配慮者が多数利用・所在する施設の避難計画

市は、県と連携して、学校等、病院、要配慮者関連施設等に対し、自力避難の困難な要配慮者の避難誘導方法、近隣住民などの協力体制、集団的に避難する場合の避難場所の確保、保護者等への安否の連絡及び引渡し方法等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の避難計画

市は、県と連携して、高層建築物、大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他の施設の設置者及び管理者に対し、利用者への施設外の状況の的確な伝達、利用者の施設外への安全な避難誘導等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

第7章 医療救護体制の整備

市は、県、医療機関及び医療関係団体とともに、平素から緊密な連携を図り、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護体制の確立

市は、武力攻撃災害から市民等の生命及び健康を保護するため、県、関係機関等と連携の上、地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

市は、医療救護体制の整備に当たっては、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、救護所予定施設の点検等に努める。

(2) 救護所の設置準備

① 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

② 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

③ 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平素から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。また、積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

2 救急連絡体制の確立

市は、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

3 医療資器材等の確保

(1) 医療資器材等の供給支援

市は、医療機関等における武力攻撃災害時の医療資器材及び輸血用血液等の不足に対するため、県、関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努める。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

第8章 要配慮者の支援体制の充実

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難が困難な状況にあるため、市は、県、関係機関及び要配慮者関連施設等と連携の上、地域社会で要配慮者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における要配慮者の安全確保を図る。

1 要配慮者への配慮

(1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における要配慮者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、市は、民生・児童委員、地域の自主防災組織、町内会等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(2) 公共施設及び住宅の安全性の向上

市は、県と連携して、武力攻撃災害時における障害者、高齢者等の安全な行動等を確保するため、公共施設等の段差解消、並びに住宅の安全性確保のための支援に努める。

(3) 情報伝達・避難誘導

市は、県とともに、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備に努めるとともに、外出時の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(4) 要配慮者のための啓発・訓練

市は、県とともに、パンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及、要配慮者の避難等を組み入れた訓練の実施などにより、要配慮者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に努める。

(5) 防災資機材等の整備

市は、県とともに、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織の実情に応じて、武力攻撃災害時に備えて、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を促進する。

(6) 市の体制整備

市は、災害発生時に在宅の高齢者・障害者等の安否情報の収集、ケア等を一元的に実施する組織として、要配慮者支援班を設置する。

2 要配慮者関連施設等における安全確保対策

(1) 要配慮者関連施設等における体制の整備

市は、県と連携し、要配慮者関連施設等の管理者に対し、施設の職員による、職員や入居者等を自らが守ろうという自発的な取組みを促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。また、要配慮者関連施設等の管理者に対し、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、各施設における入居者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案の上、夜間の職員配置体制の整備に努めるよう要請する。

(2) 施設、設備の安全強化

市は、県と連携し、要配慮者関連施設等の管理者に対し、平素から備品等の落下転倒防止装置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設・設備等の安全性の維持・強化に努めるよう要請する。

(3) 食料品等の備蓄

市は、県と連携し、要配慮者関連施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時に備えた食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄、井戸、貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう要請する。

(4) 要配慮者関連施設等における啓発・訓練

市は、県と連携し、要配慮者関連施設等の管理者に対し、職員・入居者等に平素から国民保護

意識の啓発を図るとともに、県又は市の定める基準により、警報の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう要請する。また、要配慮者関連施設等の管理者が地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得て、自力避難困難者の救出に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

市は、県と連携し、要配慮者関連施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。また、要配慮者関連施設等の管理者に対し、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築に努めるよう要請する。

(6) 要配慮者関連施設間の協力体制の確立

市は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、県等と連携の上、施設間のネットワーク形成に努める。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、学校等の管理者に対し、園児、児童及び生徒の安全を確保するため、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう指導、助言に努める。

(1) 学校等における体制の整備

市は、学校等の管理者に対し、学校の教職員等による、職員や生徒を自らが守ろうという自発的な取組を促すほか、必要に応じて、消防機関、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

(2) 学校等における訓練

市は、学校等の管理者に対し、関係機関の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう、指導、助言に努める。

(3) 緊急体制の構築

市は、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築する。また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう指導、助言に努める。

第9章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や、危険物質等の取扱い施設等について、安全の確保に特別の配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて、把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。また、県との連絡体制を整備する。

- (1) 施設の種類
- (2) 名称
- (3) 所在地
- (4) 管理者名
- (5) 連絡先
- (6) 危険物質等の内容物
- (7) 施設の規模

生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

（「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）参考）

2 市における平素からの備え

市は、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第10章 市が管理する公共施設等における警戒

市が管理する公共施設については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講じる必要があるため、施設管理者である市として、以下のとおり予防対策について定める。

市は、その管理する公共施設、大規模集客施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第 11 章 物資及び資材の備蓄等

武力攻撃等の発生に備え、市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 物資及び資材の備蓄、整備

(1) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、市地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達・供給体制を整備する。

なお、物資及び資材の備蓄に当たっては、代替機能確保のため、分散備蓄に努める。

国民保護措置の実施のため特に必要となる放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(2) 県、その他関係機関との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、県、その他関係機関と連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

3 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道、(削除)等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第12章 豪雪地域の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等において、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行う上でも大きな支障となることが予想される。

このため、市は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制・施設整備等の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、高速自動車国道、県道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。また、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協議の上、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定するとともに、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強いまちづくりを心がける必要がある。このため、県、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第13章 海岸線における警戒

市は、42kmに及ぶ海岸線で日本海に面しているという地理的地域特性に十分に配慮した国民保護措置を実施するに当たり、必要な事項について以下のとおり定める。

市は、長い海岸線を有している地域特性にかんがみ、国、県、県警察、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と連携協力し、海岸における不審者等の情報についての情報収集・提供等の通報体制の整備を図るよう努める。

第14章 原子力発電所における警戒

市は、世界最大級の原子力発電所を有しており、原子力発電所を対象とした武力攻撃事態やテロ等の発生の可能性を無視することはできない。このことから、国民生活に多大な影響を及ぼしかねない原子力発電所が武力攻撃等の目標とされた場合の対処に関し、必要な事項について以下のとおり定める。

市は、原子力発電所が武力攻撃の対象となった場合に市民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあり、また、武力攻撃事態等における対処に特殊な対応が必要であるなど、特に留意が必要である施設であることから、施設特性に応じた対処措置を講じる。

したがって、平素からの備え等を含め、本計画の第4編において「原子力発電所における武力攻撃事態等への対処」を設けて、武力攻撃事態等における国民保護措置について定める。

第15章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、我が国を取り巻く国際情勢を踏まえて、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、研修会等を通じて市国民保護計画の周知に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活用しながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

対応能力育成のため、学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態への対処に関する計画

第1章 初動連絡体制の整備

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したりした場合には、当初、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることが想定される。したがって、このような事態において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、市の初動体制について以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡室等の設置

(1) 危機管理会議体制における初動体制

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い、危機管理会議を速やかに設置し、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。

(2) 緊急事態連絡室の設置

市長は、直接、市の区域に影響が及ぶと考えられる兆候があった場合及び現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、市としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を速やかに設置する。緊急事態連絡室の体制は、市対策本部体制に準じ、事案発生時の危機管理対処に必要な要員により構成する。

市は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。また、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

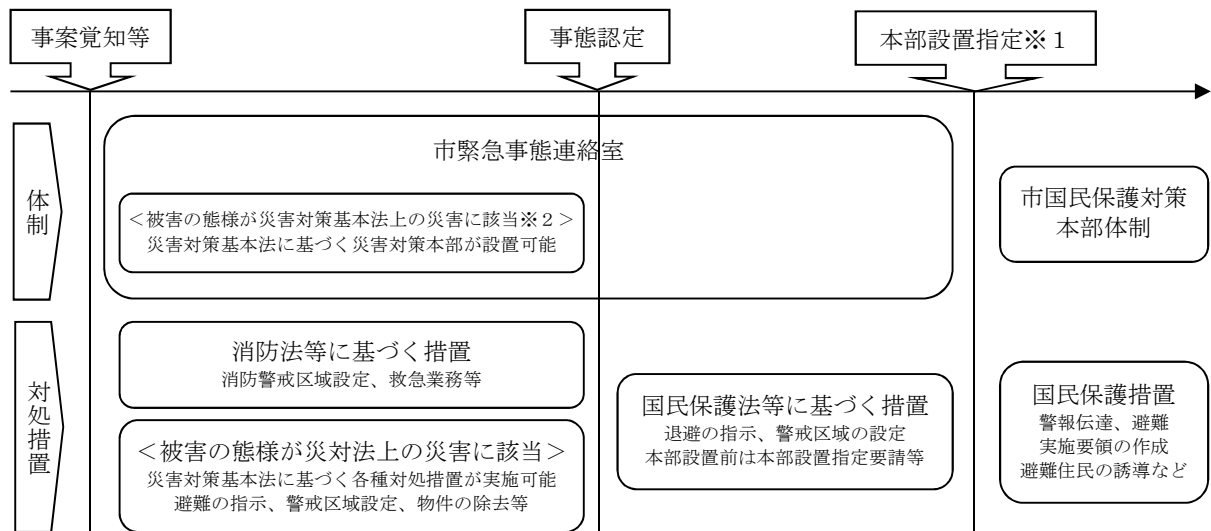
(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 市対策本部への移行

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

上記の場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、県を經由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

4 警戒区域の設定等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合においても、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、第12章5に定めるとおり、退避の指示や警戒区域の設定等を行う。

第2章 対策本部の組織・運営計画

市対策本部を迅速に設置し、的確な運営を図るため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
 - ② 市長による市対策本部の設置
市長は、指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）。
 - ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急時連絡網又は防災行政無線を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。
 - ④ 市対策本部の開設
市対策本部担当者は、市庁舎災害対策本部会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する。
市長は、市対策本部を設置しようとするとき又は設置したときは、庁内放送等により各部課等に周知を行うとともに、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。また、市対策本部担当者は、直ちに県及び関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。
 - ⑤ 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ交代要員の確保に努め、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
 - ⑥ 本部の代替機能の確保
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。
市対策本部の予備施設は、総合体育館、高柳町事務所、西山町事務所とする。また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。
- #### (2) 市対策本部における広報等
- 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。
- #### (3) 市対策本部長の権限
- 市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。
- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整
市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。
 - ② 県対策本部長に対する総合調整の要請
市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の事態対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。
この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。
 - ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(4) 市対策本部の解散

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を解散する。

2 市対策本部の組織及び分掌事務

(1) 組織及び分掌事務

① 市対策本部は、柏崎市国民保護対策本部及び柏崎市緊急対処事態対策本部規則の規定により組織する。市対策本部には部及び班を置き、その分掌事務は同規則別表第1に掲げるとおりとする。

② 市対策本部長（以下「本部長」という。）は、市対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

③ 市対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長が本部長の職を代理する。

④ 副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定する職にある者がその職務を代理する。

⑤ 市対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、福祉保健部参事、上下水道局長、消防長、教育部長、議会事務局長、をもって充てる。

⑥ 危機管理監は、本部長の命を受け、各部に属する職員を指揮監督する。

⑦ 本部員に事故あるときは、あらかじめ本部員が指定する職にある者がその職務を代理する。

(2) 本部員会議

市長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ市対策本部員会議を招集する。

市対策本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織し、必要に応じ、防災関係機関の職員等を参加又は傍聴させることができる。

(3) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

市現地調整所に派遣する責任者及び職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

市対策本部の組織構成



第3章 関係機関の相互協力体制

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために、必要な事項について以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じて国の事態対策本部と密接な連携を図り、各種の調整や情報の共有等を行う。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関、指定地方行政機関等への要請

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。（国民保護等派遣）

派遣要請の求めを行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおりである。

項目	想定される国民保護措置
避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急の復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等への応援の要求、事務の委託

(1) 市町村間の応援

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村等に対して応援を求める。

応援を求める市町村等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づいて行う。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

② 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

市は、上記の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は直接要請を行う。

(2) 総務大臣への要請

市は、上記の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、上記の職員の派遣についてあっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができ

ない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力に対して、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 武力攻撃事態等における通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係機関等と連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための通信の確保について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-N e t）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系通信回線若しくはインターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線、防災情報通信システムの利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第5章 警報・避難指示の伝達

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

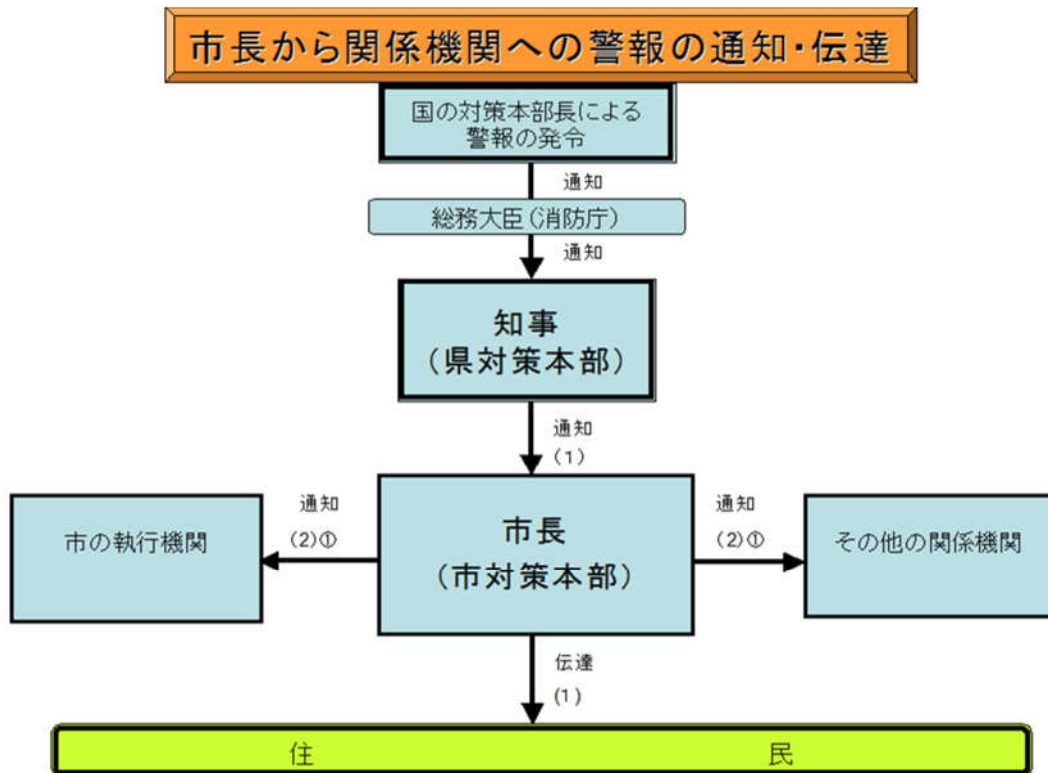
1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定める伝達方法により、速やかに市民等に警報の伝達をする。

(2) 警報の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。(<https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/>)



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等を用いて、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、SNSにより周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼など、上記防災行政無線等による伝達以外の効果的な方法も活用する。

(2) 警報伝達に関する留意事項

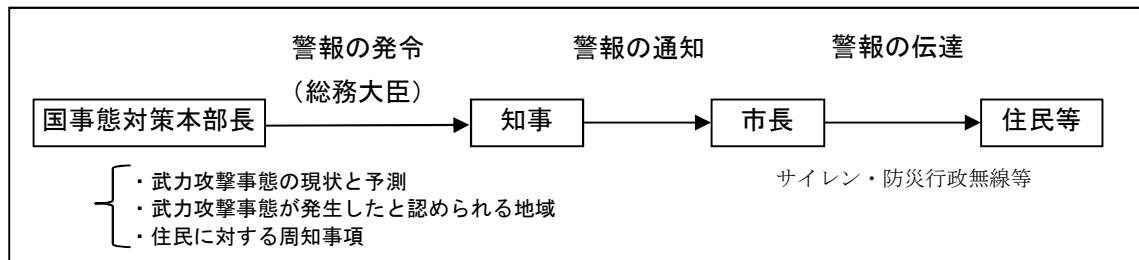
市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、それぞれの特性を活かした効率的な伝達体制の整備に努める。また、市は、県警察と協力して、警報の内容が住民に対して的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

(3) 警報の解除の伝達

武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態における警報の解除の伝達にあつては、原則として、サイレンは使用しない。

警報の伝達チャート



3 緊急通報の伝達及び通知

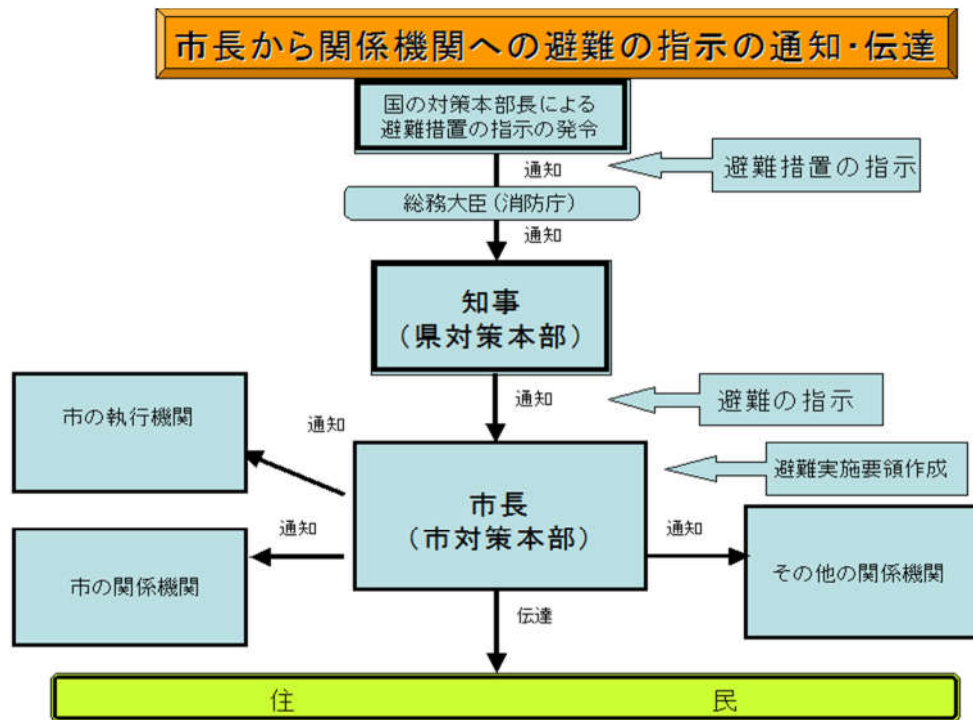
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第6章 避難の実施

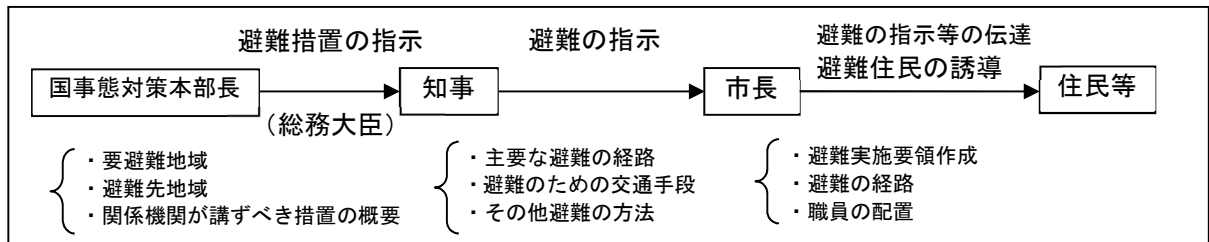
市は、あらかじめ作成した避難実施要領に基づき、県の避難の指示に従って住民の避難が的確かつ迅速に実施されることが極めて重要であることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



避難指示の伝達チャート



2 事態に応じた避難の種類と対処

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や事態の推移、時間的余裕、さらには武力攻撃災害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態があり得る。

実際には、武力攻撃事態等の状況を総合的に勘案の上、最も適切な方法により避難を実施するこ

となるが、その類型を武力攻撃事態等の類型に応じて示すとすれば、以下の対処が想定される。

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが基本である。

市は、県からの避難の指示に基づき、住民の取るべき行動を周知する内容の避難実施要領を作成し、住民に伝達する。

※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容に沿った避難を行う。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を取る。

(2) ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合

国の事態対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、当該要避難地域からの避難住民の避難・誘導を迅速に実施する（この場合において、武力攻撃がまさに行われており、身体への直接の被害を避けるために、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の事態対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な区域への一般住民の立入禁止を徹底する。

避難住民の誘導に際しては、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく具体的な避難措置の指示を受けて行う。

着上陸侵攻については、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) NBC攻撃の場合

国の事態対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講じることや風下方向を避ける等、攻撃の特性に応じて避難を行う。

3 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、的確かつ迅速に、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定する。

その際、積雪期においては、避難の経路、交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するとともに、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう留意する。

避難実施要領に定める事項

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定する。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領策定の際の考慮事項

避難実施要領策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
 - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
 - ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の事態対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するとともに、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、町内会、学校等、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

市長は、避難経路に職員を配置して、各種の連絡調整や誘導の円滑化を図る。また、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、避難実施要領に基づき、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。また、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による搬送を行う等、保有する装備を有効に活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、市長は、避難誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たって、町内会長や自主防災組織等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力の要請を行う。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導状況を把握した上で、県と連携して、食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行う。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、民生・児童委員、社会福祉協議会、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、説得に努める。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県、県警察と協力し、避難住民等に対して安全確保に関する情報提供を行うとともに、避難住民等からの相談に適切に対応する。

(9) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療及び情報等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る人員配置等の要請が競合した場合など広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講じる。

5 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市長は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、他の市町村からの避難住民を受け入れる。

(2) 避難施設の開設

市長は、他の市町村からの避難住民の受入れについては、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設する。

避難所の開設状況については、速やかに知事に情報提供を行う。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講じるよう努める。

6 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、県と連携の上、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(2) 避難先に危険が迫った場合

市は、武力攻撃災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは県と協議の上、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県と協力して関係機関に避難者移動用の車両、船舶、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、避難誘導に当たる。

7 避難の長期化への対処

(1) 避難所運営に当たっての留意事項

市は、避難所運営に当たって以下の点に留意するものとし、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて十分に配慮する。

- ① 避難者の栄養、健康等の対策
- ② 避難所の衛生、給食、給水等対策
- ③ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- ④ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における住民の協力

市は、避難所に避難した住民に対し、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力するよう要請する。また、平素から避難所における生活上の心得について住民に周知を図る。

- ① 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- ③ 要配慮者への配慮
- ④ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

8 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講じる。

第7章 避難住民等の運送

市は、武力攻撃事態等において、自ら避難住民の運送や緊急物資の運送を行うほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、これらの運送を求め、的確かつ迅速な運送を図るため、以下のとおり定める。

(1) 市の対応

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請する。

(2) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じない場合には、指定公共機関にあつては、県を通じて国の事態対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

第8章 交通規制

市は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な事項について以下のとおり定める。

市は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県警察及び県が実施するものとされている交通規制等の措置に協力するとともに、実施された措置を速やかに市民等に周知・徹底を図るよう努める。

第9章 要配慮者の避難等への配慮

武力攻撃災害の発生に際しては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等特に配慮を要する者に関しては、武力攻撃災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、迅速かつ的確な要配慮者の安全避難を実施するための措置について、以下のとおり定める。

1 要配慮者への配慮

(1) 避難

市は、武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、要配慮者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織、公益財団法人柏崎地域国際化協会等の協力を得るとともに、要配慮者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

(2) 武力攻撃災害発生後の安否確認

市は、県と連携の上、要配慮者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

市は、安否確認に当たっては、必要に応じ町内会長、民生・児童委員、近隣住民、自主防災組織の協力を求め、また、外国人については公益財団法人柏崎地域国際化協会等の協力を得る。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、県と連携の上、避難所及び要配慮者の自宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 病院、要配慮者関連施設における対策

(1) 施設被災時の安全確保及び避難等

市は、県と連携し、病院及び要配慮者関連施設の長に対し、武力攻撃により、当該施設等が被災した場合、直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況の把握や、入（通）所者の不安を解消するなどの措置を実施するとともに、入（通）所者が被災したときには、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得た応急救助の実施、あるいは、必要に応じて消防機関等へ救助を求めるなどの措置が取れるよう要請しておく。

(2) 被災報告等

市は、県と連携し、施設長に対し、入（通）所者及び施設の被災状況の市、県等への報告の協力を依頼するとともに、必要な措置の要請について速やかな対応に努める。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

市は、県と連携し、施設の継続使用が不能となったときに、火災や地震等への対応に準じた措置を講じるよう要請する。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、県と連携し、園児、児童及び生徒の在校（園）時において、学校等の管理者が速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否の確認について協力を依頼する。

第10章 救援の実施

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て次に掲げる措置を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、知事の行う救援の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援を行うに際して必要と判断した場合は、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

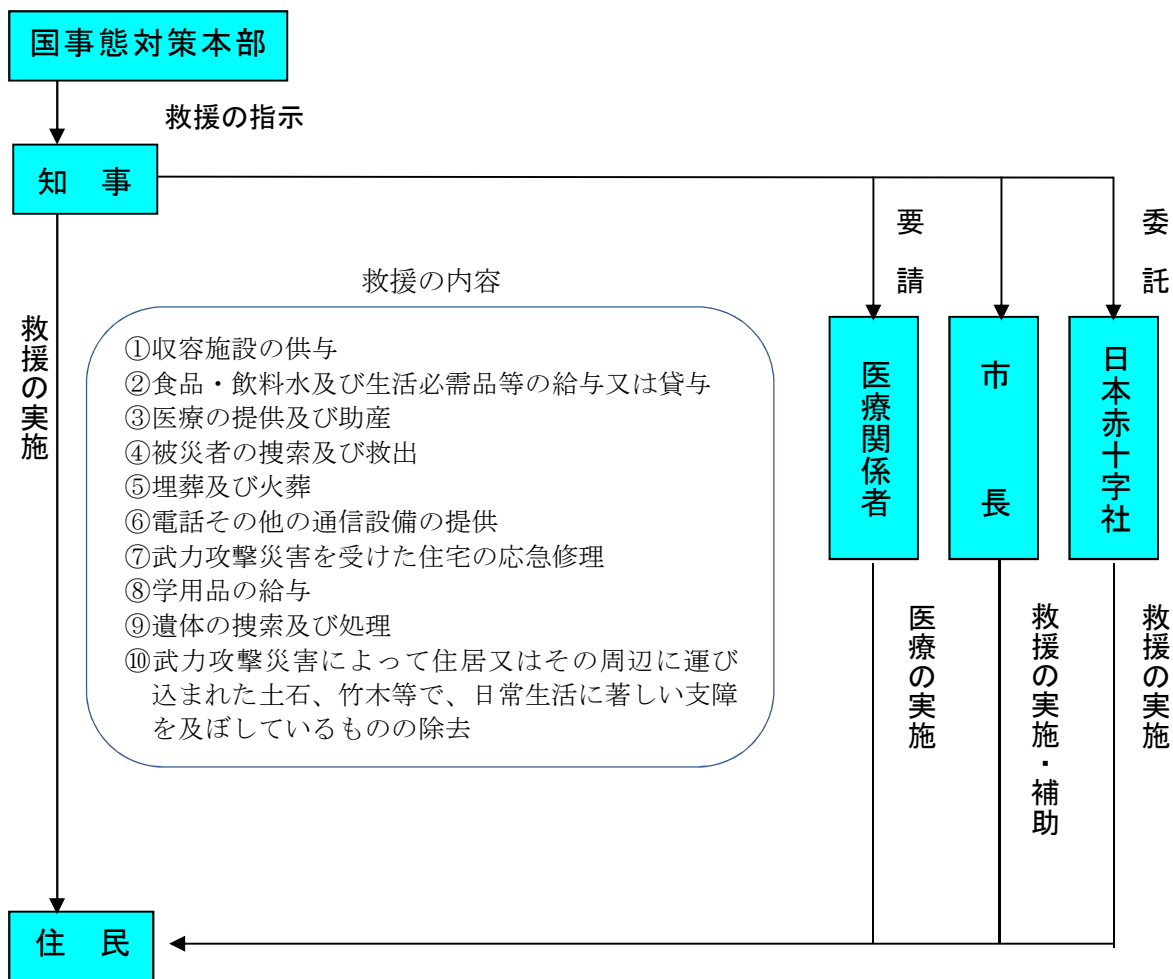
(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容について、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を行う。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

救援フロー図



3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援に関する基礎資料

市長は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、コミュニティセンター等公的施設、要配慮者関連施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理

ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮

エ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮

オ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

- カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- キ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ク 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ケ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ア 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
 - イ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
 - ウ 提供対象人数及び世帯数の把握
 - エ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- ③ 医療の提供及び助産
 - ア 医薬品、医療資器材、NBC対応資機材等の所在の確認
 - イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
 - ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - エ 避難住民等の健康状態の把握
 - オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - カ 医薬品、医療資器材等が不足した場合の対応
 - キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
 - ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
 - イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
 - ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - オ 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - エ 聴覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ア 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - イ 応急修理の施行者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - エ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
 - ア 児童生徒の被災状況の収集
 - イ 不足する学用品の把握
 - ウ 学用品の給与体制の確保
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
 - ア 遺体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携

- イ 被災情報、安否情報の確認
- ウ 遺体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- エ 遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- オ 遺体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - イ 障害物の除去の施行者との調整
 - ウ 障害物の除去の実施時期
 - エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

市は、武力攻撃災害が発生した場合、県、医療機関、医療関係団体と連携し、迅速に避難住民等に対する医療を実施する。実施に当たっては、医療関係者に対し、安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に支援を要請する。また、市は、武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して、精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

- (1) 救護所等の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。
- (2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

 - ① 初期救急医療
 - ② 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配
 - ③ 医療救護活動の記録
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告
- (3) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保する。
- (4) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。
- (5) 県医療救護班等の派遣

市は、医療救護活動に支障が生じた場合は、県に、県医療救護班又は県歯科医療救護班の派遣要請を行う。
- (6) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、県と連携して、NBC攻撃等による特殊な医療活動の実施に留意する。

 - ① 核攻撃又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ア 医療関係者からなる救護班による原子力災害医療の実施
 - イ 内閣総理大臣により原子力災害医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
 - ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動
 - ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）
 - イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
 - ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、捜索及び救出を実施する。

6 遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬

(1) 遺体の捜索

市は、市内の被害状況の把握を行うとともに、県、県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等と連携して遺体の捜索を行う。

(2) 遺体の検案及び処理

市は、収容された遺体について、県及び県警察と協力して身元の確認、遺族等への遺体の引渡しに努める。

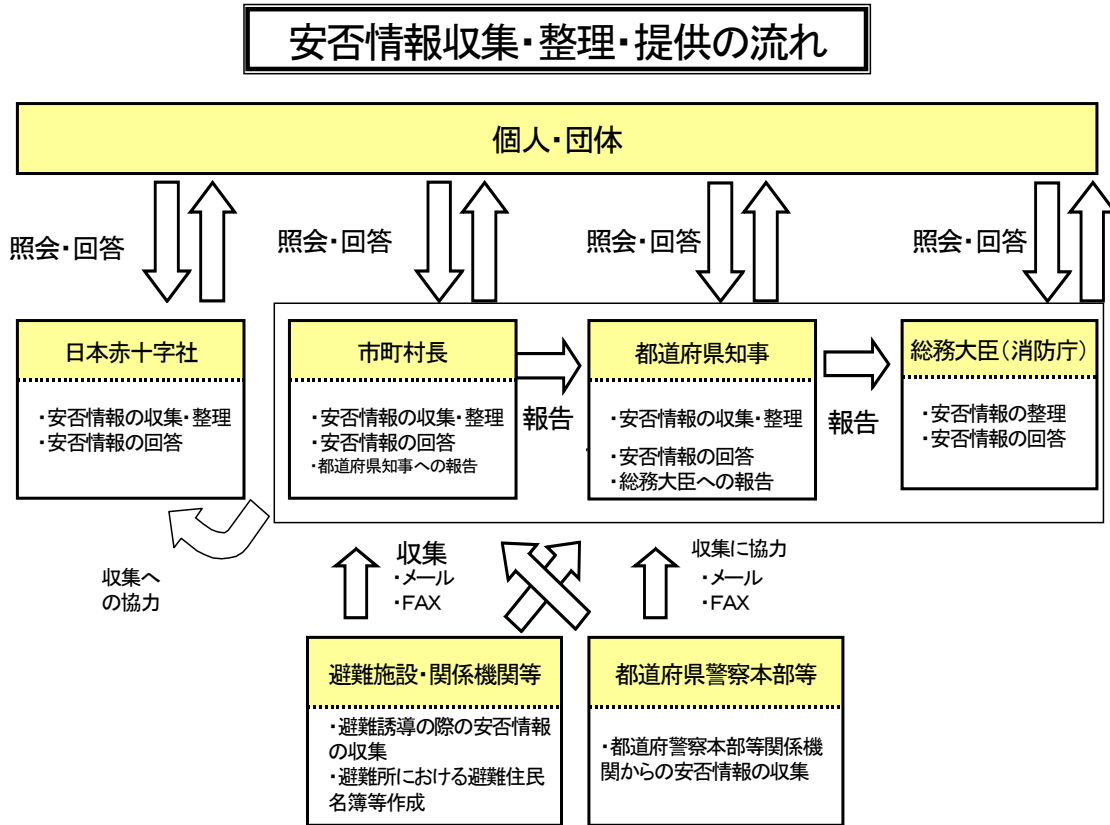
(3) 遺体の埋葬及び火葬

市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

第 1 1 章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



収集項目	
1	避難住民（負傷した住民も同様）
①	氏名
②	フリガナ
③	出生の年月日
④	男女の別
⑤	住所
⑥	国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑦	①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧	負傷（疾病）の該当
⑨	負傷又は疾病の状況
⑩	現在の居所
⑪	連絡先その他必要情報
⑫	親族、同居者への回答の希望
⑬	知人への回答の希望
⑭	親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
2	死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
⑮	死亡の日時、場所及び状況
⑯	遺体が安置されている場所

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、あらかじめ把握してある運送機関、医療機関、学校等、大規模事業所、報道機関等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより県に報告し、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクス番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、特別永住者証明書、在留カード、住基カード、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第 1 2 章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処に必要な事項及びNBC攻撃による災害への対処に必要な事項について以下のとおり定める。また、武力攻撃災害の発生に際して緊急の必要があると認めるときは、自らの判断で退避の指示や警戒区域の設定を行うこととし、その実施に必要な事項について以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請する。

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの通報を受けたときは、当該兆候の確認を行い、これに対処する必要があると認めるときは、その旨を知事に通知する。

2 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について、県、その他の関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、区域内の生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者及び関係機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、当該情報を共有する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者からの支援の求めに応じ、指導、助言、連絡体制の強化など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じる。

なお、避難住民の運送などの措置において危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置

対 象

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

措 置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第 12 条の 3）
 - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告
- 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(1)の①から③の措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 NBC 攻撃（核兵器、生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による災害への対処等

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。また、NBC 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、市対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等からの情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

市長は、必要により現地調整所を設置し、関係機関の円滑な活動の調整を図るとともに、情報などを集約して、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

また、汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国及び県と連携し、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ給水の制限等の措置を講じる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の事態対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活

動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県健康福祉部等と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置における市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講じることができる。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講じる旨
2	当該措置を講じる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講じる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集するとともに、応急対策を講じる要員に速やかに提供し、安全の確保に配慮する。

5 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示の例

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行うときは、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、[SNS](#)、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。また、市長は、警察署長に対して、上記の措置の要請をすることができる。

(4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないように、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市長は、職員及び消防職団員が退避の指示の対象地域において活動する際には、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う職員に対して必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(5) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定方法等

市長は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、表示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、SNS、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を取る。

③ 警戒区域の設定に伴う措置

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁

止し、又は当該区域からの退去を命じる。また、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

④ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(6) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(7) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 消防機関の活動

消防機関は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、円滑に消火・救急・救助等の活動を行う。

この場合、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、区域内の消防力のみでは対処できない場合、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、③による消防の応援のみでは十分な対応が取れない場合又は大規模な被害の場合は、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火・救急・救助等の活動の応援を要請する。

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、指揮体制の確立や調整を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑥ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

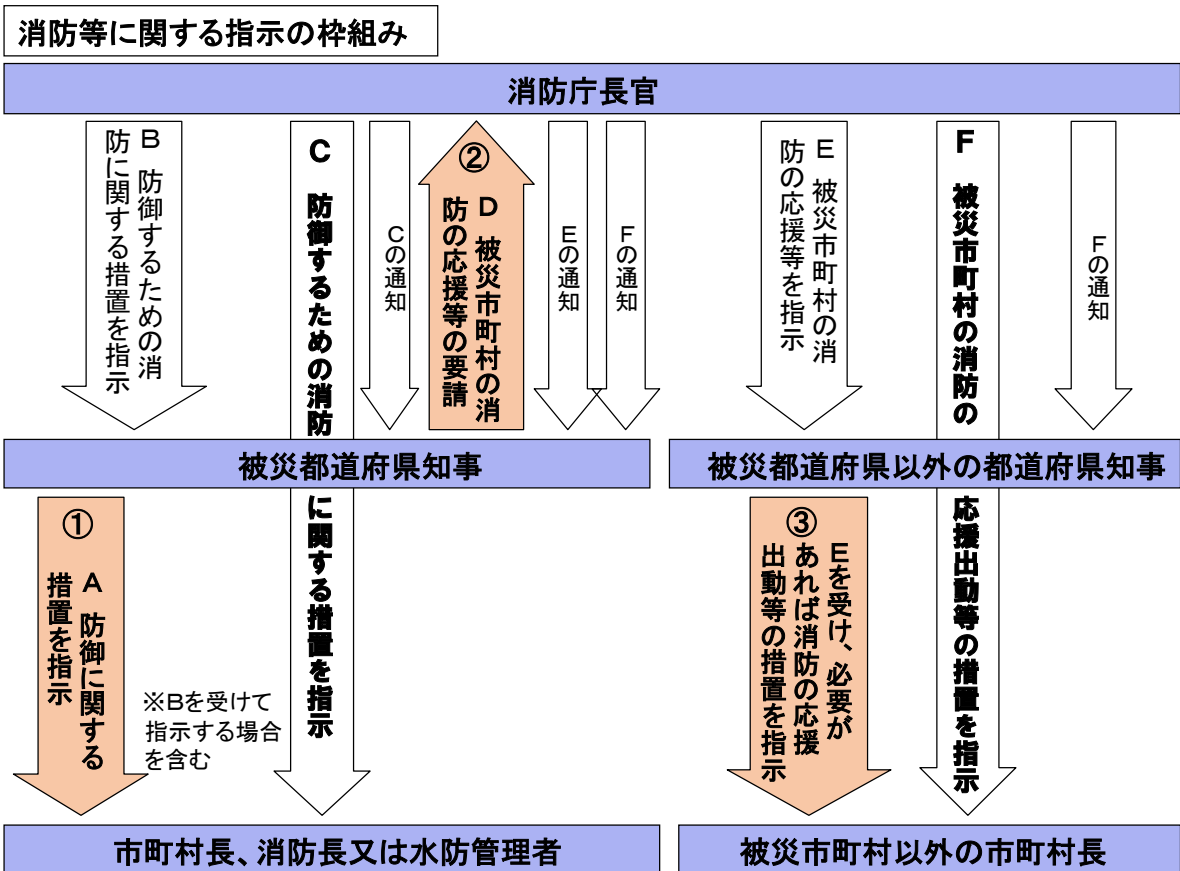
⑦ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密に連携しながら行う。

⑧ 安全の確保

ア 市長は、消火・救急・救助の活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立し、安全の確保のための必要な措置を行う。

- イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、市対策本部との連絡調整に当たらせるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、団員の安全の確保に十分配慮し、危険が及ばない範囲で活動支援を行う。
- オ 市長、消防長は、現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。



第13章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり、必要な事項について以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部等と連絡を密にするとともに、特に、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクス等により直ちに被災情報の第1報を県に報告する。

市は、第1報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクス等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第14章 保健衛生の確保

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するなど、市地域防災計画の定めに準じて、地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童等特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。また、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合は、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

6 廃棄物の処理対策

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、上記より廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境

再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足、又は不足すると予想される場合は、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第15章 文化財の保護その他の措置

市は、武力攻撃災害等から文化財等を保護するための措置、また、動物の保護に係る措置を的確に実施するため、以下のとおり定める。

1 文化財等の保護

市は、武力攻撃災害等から文化財等を保護するため、県教育委員会が実施する措置に協力する。

2 愛玩動物の保護対策等の実施

市は、愛玩動物の保護等に関して、以下の事項等について所要の措置を講じるよう努める。

(1) 要避難地域等において飼養又は保管されていた愛玩動物等の保護等

市は、県及び関係機関と連携協力し、武力攻撃事態等において、要避難地域において飼養又は保管されていた愛玩動物等の保護の支援や負傷した愛玩動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を行う。

(2) 危険動物等の逸走対策

市は、県及び関係機関と連携協力し、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知及び避難誘導を図る。また、可能な範囲で、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等に必要な措置を行うとともに、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動を行う。

なお、上記の措置の実施に当たっては、措置を実施する者の安全の確保に十分配慮する。

第16章 ボランティア受入れ計画

市は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市ボランティアセンターの設置・運営を支援するとともに、安全等を十分に確保した上で、以下により対応を行う。

1 安全の確保

市は、市ボランティアセンターが行うボランティアの受入及び派遣、協力要請等に関しては、ボランティア活動従事者の安全の確保が担保されない場合、これを行うことができない。

2 市ボランティアセンターの設置

(1) 市ボランティアセンターの体制

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、市ボランティアセンターを設置する。

市は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておく。

(2) 市ボランティアセンターの活動への支援

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対しボランティアの派遣要請を行う。

第 17 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義

昭和 24 年（1949 年）8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される特殊標章等（法第 158 条）

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、別に定める特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱に基づき、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

ア 国民保護措置に係る職務を行う職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

ア 国民保護措置に係る職務を行う消防職員

イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

市には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。同発電所は、日本海に面した柏崎市及び隣接の刈羽村にまたがる約420万㎡の敷地に、110万Kwの沸騰水型原子炉（BWR）5基と135.6万kwの改良型沸騰水型原子炉（ABWR）2基で構成される。7基の合計出力は821.2万kwであり、一地点として世界最大規模の原子力発電所である。ここで発電された電力は、2系統の送電経路を通じて全て関東方面へ送電されており、首都圏への電力供給を担う極めて重要な施設である。

原子力発電所に対して武力攻撃が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、他の武力攻撃災害に比して特別の注意が必要であり、この計画において、原子力発電所の武力攻撃災害に対する平素の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本編において独立して定め、原子力発電所に対する武力攻撃に対し、的確な国民保護措置を講じるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

(1) 基本姿勢

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

市は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、住民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県、市からの要請等を考慮の上、自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するために必要な措置を講じるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施に当たっては、本計画に定めのない事項について、原則として市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

① 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設の巡視及び監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講じるものとされている。

② 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

市長は、武力攻撃原子力災害の発生防止のため、必要があると認めるときは、原子力防災管理者に対し、警備の強化、防護施設の改善等、安全確保のための必要な措置を講じる要請を行うよう、知事に求める。また、特に必要と認めるときは、直接、原子力防災管理者にこれを求める。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

市は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、県の行う環境放射線モニタリング体制の整備に協力する。

(4) 原子力災害医療体制の強化

市は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、（地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により）県の行う適切な原子力災害医療活動、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実等に協力するとともに、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

市は、県と連携し、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(6) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練

市は、県及び関係機関と連携し、平素から原子力施設に対する具体的な武力攻撃を想定し、原子力発電施設の破壊工作が進行する事態、武力攻撃により原子力発電所との通信が遮断される事態等における国民保護措置の実施方法について検討し、国、県と一体となって住民避難等の応急対策等の訓練を実施する。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報する。

② 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

① 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

ア 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣
- ・ 原子力規制委員会
- ・ 新潟県知事
- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 新潟県警察本部長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 柏崎警察署長
- ・ 新潟海上保安部長
- ・ その他市地域防災計画（原子力災害対策編）で定める関係機関等

イ 武力攻撃によって、市の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣
- ・ 新潟県知事
- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ 新潟県警察本部長

- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 柏崎警察署長
- ・ 新潟海上保安部長

② 市長が行う通知等

ア 市長は、上記の通報を受けたときは、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は確認する。

イ 上記の通報によらず、市長が放射性物質等の放出、又は放出されるおそれがあると認める場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）及び県にその旨を通報する。

(3) 危機管理会議の設置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、危機管理会議を速やかに設置する。

危機管理会議においては、事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行うものとする。

(4) 緊急事態連絡室の設置

市長は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し若しくは武力攻撃により放射性物質の放出、又は放出されるおそれがあると確認し、必要と認めたときは、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行うものとする。

(5) 市対策本部の設置

市長は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部を設置した場合には、緊急事態連絡室は廃止する。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(6) 現地対策本部の設置

市長は、国民保護対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、安全の確保に留意しつつ、緊急事態応急対策等拠点施設（新潟県柏崎刈羽原子力防災センター）に市現地対策本部を設置し、国、県の現地対策本部及び県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。ただし、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、代替施設に設置するものとする。

(7) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(8) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(9) 市長による安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要であると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを要請するよう求める。

市長は、必要に応じ、知事を通じて、原子力事業者に対し、原子炉の運転停止等の施設の安全の確保のために必要な措置を講じることが要請するよう求める。また、特に必要と認めたときは、直接、原子力事業者にこれを求める。

(10) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

① 国の事態対策本部の公示

国の事態対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、住民等の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ア 応急対策を実施すべき区域
- イ 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ウ 応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項
- ② 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知する。

 - ア 柏崎市長、刈羽村長
 - イ 柏崎市消防本部消防長
 - ウ 指定地方公共機関
 - エ 県の地域機関
 - オ その他必要な関係機関
 - カ その他の県内市町村長
 - キ その他の県内市又は組合消防本部消防長
- ③ 市長が行う通知

市長は、知事から公示の通知を受けたときは、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

4 応急対策等

- (1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等
 - ① 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3(2)に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法（以下「準用原災法」という。）の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。
 - ② 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、市町村長（事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）に対し、①の規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。
- (2) 応急対策
 - ① 応急対策の内容

市長は、国の事態対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を発出し、知事からその通知を受けた場合は、県及び関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

 - ア 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
 - イ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - ク その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項
 - ② 応急対策の実施
 - ア 市長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、知事から所要の応急対策の実施の指示を受けた場合は、関係機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。
 - イ 市長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確保に十分配慮する。
 - ウ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、市長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、市長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次の①から③により伝達する。

① 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ア 柏崎市長、刈羽村長
- イ 柏崎市消防本部消防長
- ウ 指定地方公共機関
- エ 県の地域機関
- オ その他必要な関係機関
- カ その他の県内市町村長
- キ その他の県内消防本部

② 市長が行う通知

国の事態対策本部の公示により、応急対策を実施すべき地域として指定され、知事から上記の通知を受けた場合、市長は、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知する。

- ア 住民
- イ 町内会等
- ウ その他必要な関係機関

③ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努める。

(4) 住民の避難誘導

① 住民避難等の準備

市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国、県、県内他市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

② 避難の指示

ア 武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の事態対策本部長は、次のような措置を講じるものとされている。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（即時避難区域（PAZ））に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況をかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（避難準備区域（UPZ））に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。

イ 知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、市長を経由して直ちに避難を指示する。また、避難を指示する場合は、要避難地域、避難先地域の他、避難経路や交通手段を示す。

ウ 市長は、国の避難措置の指示に基づく知事の避難指示を住民等に伝達するとともに、避難実施要領に基づき、住民の避難を誘導する。

③ 退避の指示

ア 市長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を把握した場合、原子力事業者からの通報内容及びモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により、国の避難措置の指示及び知事の支持を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、避難指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

イ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に定める退避の指示を行うとともに、その旨を市長に通知する。

(5) 警戒区域の設定

- ① 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じることができる。
 - ② 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を行うとともに、その旨を市長に通知する。
- (6) 環境放射線モニタリングへの協力
- 市は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、市民等の生命及び身体を保護するため、住民等の避難又は退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供するために、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、県が行う環境放射線モニタリングの強化（緊急時モニタリング）の活動に協力する。
- (7) 原子力災害医療活動への協力等
- ① 市は、県が設置する救護所の運営を支援するほか、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、必要に応じて県が行うものとされている原子力災害医療活動の実施に協力する。
 - ② 安定ヨウ素剤服用の指示
安定ヨウ素剤の服用については、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により実施する。
 - ③ 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送
原子力災害拠点病院への傷病者の搬送は、市消防本部の救急車又は、県消防防災ヘリコプターにより行うことを基本とする。また、被ばく者の放射線専門病院等への搬送について、必要に応じて県を通じて、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保を要請する。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限等
- 市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、国の指導、助言、指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等及びこれらの解除に関して県の指示により必要な措置をとるとともに、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷規制等及びこれらの解除に関して必要な措置を行う。
- また、市は、代替飲料水・飲食物の供給等に関して、県と協力して応急措置を講じる。
- (9) 事後対策の実施
- ① 事後対策の内容
市長は、公示を取り消す旨の公示がされた場合、知事、他の市町村長その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後対策を実施する。
 - ア 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
 - イ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
 - ウ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
 - エ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項
 - ② 事後対策を行う上での措置
 - ア 市長は、応急措置及び事後対策を講じる者の安全の確保に十分配慮する。
 - イ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じるものとされている。

第5編 復旧に関する計画等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急復旧のための措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、県と連携して、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、国及び県と連携しつつ必要な措置を講じ、被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

- (1) 相談所の開設
市は、避難所及び市庁舎などに被災者のための相談所を速やかに開設する。
- (2) 相談所の運営
市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。
- (3) 被災児童生徒等に対する支援
市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等必要な措置を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。
- (4) 公的徴収金の減免等
市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
- (5) 就労状況の把握と雇用の確保
市は、県と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、県の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。
- (6) 生活再建資金の融資等
市は、県と連携し、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該相談窓口を中心に被災者等の状況に応じた対応を実施する。

2 住宅対策

市は、県と連携し、武力攻撃による火災等で滅失等の被害を受けた住宅に住んでいた低所得者に対し、被災者入居のための災害公営住宅等を整備する。

3 生活関連物資等の需給・価格状況の調査・監視

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

4 生活基盤等の確保

水道事業者である市は、被害状況に応じた送水停止、消毒その他衛生上の措置等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。また、道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

① 救援のための物資の収用及び保管命令

② 救援（収容施設や臨時の医療施設の開設）のための土地、家屋又は物資の使用

③ 武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従いその実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

① 避難住民の誘導に必要な援助についての協力

② 救援に必要な援助についての協力

③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助についての協力

④ 保健衛生の確保に必要な援助についての協力

⑤ 医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした結果、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第6編 緊急処理事態への対処

市は、武力攻撃事態に対するとともに、大規模テロ等の緊急処理事態においても、市民等の生命、身体及び財産の保護を迅速かつ的確に実施するため、緊急対処保護措置について以下のとおり定める。

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処に関しては、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

緊急処理事態の類型（第1編第5章2再掲）

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊といった事態例がこれに当たり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生じることが想定される。
- (2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれに当たり、爆破による人的被害のほか、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭そ菌等生物剤の大量散布、サリン等の化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれに当たり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれに当たり、主な被害は施設の破棄に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じることが想定される。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行う。

資 料 編

1 関係機関

(1) 指定行政機関

令和4（2022）年3月現在

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	社会・援護局総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房参事官室	東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制委員会	総務課	東京都港区六本木 1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町 5-1

(2) 指定地方行政機関

令和4（2022）年4月現在

名称	担当部署	所在地
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
信越総合通信局	総務部総務課	長野市旭町 1108 (長野第1合同庁舎)
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館)
(新潟財務事務所)	総務課	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2号館)
東京税関	総務部総務課総務第一係	東京都江東区青海 2-7-11 (東京港湾合同庁舎)
(新潟税関支署)		新潟市中央区竜が島 1-5-4

名 称	担 当 部 署	所 在 地
		(新潟港湾合同庁舎)
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1 号館)
新潟労働局	総務課	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)
北陸農政局	企画調整室	石川県金沢市広坂 2-2-60
(新潟農政事務所)		新潟市中央区船場町 2-3435-1
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
(下越森林管理署)		新潟市中央区美咲町 1-2-1
(中越森林管理署)		新潟市中央区美咲町 1-2-1
(上越森林管理署)		新潟市中央区美咲町 1-2-1
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1 号館)
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1 号館)
北陸地方整備局	企画部防災課	新潟市中央区美咲町 1-1-1 (新潟美咲合同庁舎 1 号館)
(長岡国道事務所)		長岡市中沢 4-430-1
北陸信越運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整官	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)
東京航空局	総務部 航空保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15 (九段第二合同庁舎)
(新潟空港事務所)	総務課	新潟市東区松浜町 2350-4
東京管区气象台	総務部業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
(新潟地方气象台)	防災業務課	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)
第九管区海上保安本部	総務部総務課	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18 F
(新潟事務所)		新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)
北関東防衛局	企画部地方調整課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館)
(新潟防衛事務所)		新潟市中央区船場町 2-3423

(3) 指定公共機関（一部）

令和4（2022）年3月現在

名 称	担 当 部 署	所 在 地
日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
(新潟支店)	総務課	新潟市中央区寄居町 344-3
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門 1-1-3
(新潟県支部)		新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12 新潟県赤十字会館 3 F
日本放送協会	災害・気象センター	東京都渋谷区神南 2-2-1
(新潟放送局)		新潟市中央区川岸町 1-49
日本郵便株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関 1-3-2

名 称	担 当 部 署	所 在 地
(柏崎郵便局)		柏崎市駅前 1-5-11
東日本高速道路株式会社	管理事業部事業統括チーム	東京都千代田区霞が関 3-3-2
(長岡管理事務所)		長岡市上除町野田 80
東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業推進本部 サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2
(新潟支店)		新潟市中央区東掘通 7-1017
東京電力ホールディングス株式会社	総務部防災グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3
(柏崎刈羽原子力発電所)		柏崎市青山町 16-46
東北電力株式会社	総務部 (防災・危機管理)	宮城県仙台市青葉区本町 1-7-1
(柏崎営業所)		柏崎市東本町 2-3-20
電源開発株式会社	総務部総務グループ	東京都中央区銀座 6-15-1
新日本海フェリー株式会社	営業企画部	大阪府大阪市北区梅田 2-5-25
(新潟支店)		新潟市東区古湊町 2-20
ジェイアールバス東北株式会社	総務部	宮城県仙台市青葉区五橋 1-1-1
西部バス株式会社	管理部管理課	埼玉県所沢市くすのき台 1-11-2
阪急バス株式会社	自動車事業部営業推進課	大阪府豊中市庄内西町 5-1-24
佐川急便株式会社	総務部	京都府京都市南区上鳥羽角田町 68
(長岡店)		長岡市新産 1-2-8
西濃運輸株式会社	輸送品質部品質改善課	岐阜県大垣市田口町 1
(長岡支店)		長岡市新産東 36
日本通運株式会社	業務部 (業務担当)	東京都港区東新橋 1-9-3
(中越支店柏崎営業所)		柏崎市穂波町 13-3
ヤマト運輸株式会社	C S R 推進部	東京都中央区銀座 2-16-10
(長岡支店)		長岡市新産 1-2-3
ANA ウィングス株式会社	本社総務部	東京都大田区羽田空港 3-3-2
(新潟支店)		新潟市中央区万代 4-4-27NBF 新潟テレコムビル 5F
全日本空輸株式会社	本社総務部	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター
(新潟支店)		新潟市中央区万代 4-4-27NBF 新潟テレコムビル 5F
西日本旅客鉄道株式会社	企画倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田 2-4-24
(金沢支社)	総務課	石川県金沢市高柳町 9 の 1-1
東日本旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2-2-2
(新潟支社)	総務部総務課	新潟市中央区花園 1-1-1
(柏崎駅)		柏崎市駅前 1-1-30
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 (危機管理)	東京都千代田区内幸町 1-1-6 日比谷ビル 6F
KDDI 株式会社	運用本部運用品質管理部 運用統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2KDDI ビル
ソフトバンクテレコム株式会社	総務本部リスクマネジメント部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
株式会社 N T T ドコモ	サービス運用部災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークビル 35F
(新潟支店)		新潟市中央区八千代 1-3-9
ソフトバンクモバイル株式会社	総務本部リスクマネジメント部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

(4) 指定地方公共機関

令和4(2022)年4月現在

名 称	担当部署	所 在 地
新潟県ガス協会	事務局	新潟市中央区東大通 1-2-23
一般社団法人新潟県L P ガス協会	専務理事	新潟市中央区川岸町 1-47-1
北越急行株式会社	総務課	南魚沼市六日町 2902-1
えちごトキめき鉄道株式会社	総務課	上越市東町 1 番地 1
公益社団法人新潟県バス協会	専務理事	新潟市中央区万代 1-6-1
新潟交通株式会社	乗合バス部	新潟市中央区万代 1-6-1
越後交通株式会社	総務人事課	長岡市千秋 2-2788-1 千秋が原ビル 3F
(柏崎営業所)		柏崎市扇町 4-75
頸城自動車株式会社	監理課	上越市石橋 2-12-52
蒲原鉄道株式会社	総務課	五泉市村松甲 1364 村松駅ビル 2F
佐渡汽船株式会社	総務部	新潟市中央区万代島 9-1
粟島汽船株式会社	総務課	岩船郡粟島浦村 3
公益社団法人新潟県トラック協会	業務部	新潟市中央区新光町 6-4
(柏崎支部)		柏崎市荒浜 3-13-96
新潟運輸株式会社	業務部	新潟市中央区女池北 1-1-1
(柏崎支店)		柏崎市大字上田尻 919-1
東部運送株式会社	常務取締役	新潟市秋葉区川口 580-21
(長岡営業所)		長岡市灰島新田 923-14
中越運送株式会社	総務部	新潟市中央区美咲町 1-23-26
(長岡営業所)		長岡市下条町野々入 746
(柏崎物流センター)		柏崎市北半田 1-10-5
プリヴェ運輸株式会社	長岡支店業務部	長岡市高島町 825
上越運送株式会社	安全指導部	上越市頸城区西福島 440-1
(柏崎支店)		柏崎市大字上田尻 901
頸城運送倉庫株式会社	総務部	上越市上源入 153-10
(柏崎営業所)		柏崎市大字曾地 376-1
佐渡汽船運輸株式会社	安全管理室	佐渡市吾潟 183-1
株式会社新潟放送 (BSN)	報道担当部	新潟市中央区川岸町 3-18
株式会社新潟総合テレビ (NST)	経営管理部	新潟市中央区八千代 2-3-1
株式会社テレビ新潟放送網 (TeNY)	報道制作局	新潟市中央区新光町 1-11
株式会社新潟テレビ 21 (UX)	報道グループ	新潟市中央区下大川前通 6 ノ町 2230-19
新潟県民エフエム放送株式会社 (FMポート)	編成局技術部	新潟市中央区万代 2-1-1COZMIX3F
株式会社エフエムラジオ新潟 (FM新潟)	放送営業部	新潟市中央区幸西 4-3-5
株式会社エフエム新津	放送部	新潟市秋葉区新津東町 2-5-6
株式会社柏崎コミュニティ放送	統括部	柏崎市東本町 1-12-25
株式会社けんとう放送	放送局	新潟市中央区天神 1-1 プラーカ 3
株式会社エフエムしばた	営業・総務部	新発田市中央町 5-8-47
株式会社エフエム雪国	放送局	南魚沼市六日町 106-1
長岡移動電話システム株式会社	放送局	長岡市今朝白 1-8-18
燕三条エフエム放送株式会社	代表取締役	三条市下須頃 502-3 J R 燕三条駅 1F
エフエム上越株式会社	放送課	上越市本町 3-2-26 雁木通りプラザ
エフエム角田山コミュニティ放送株式会社	代表取締役	新潟市西蒲区巻甲 2570-3
株式会社エフエムとおかまち	総務・経理	十日町市宇都宮 71-26 越後妻有交流館キナーレ 2F
上越ケーブルビジョン株式会社	常務取締役	上越市西城町 2-2-27

名 称	担当部署	所 在 地
株式会社佐渡テレビジョン	映像事業部	佐渡市中興乙 1497
株式会社エヌ・シィ・ティ	制作部	長岡市千場 1-7-9
一般社団法人新潟県医師会	業務一課	新潟市中央区医学町通 2-13
(一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会)		柏崎市栄町 18-7
一般社団法人新潟県歯科医師会	業務課	新潟市中央区堀之内南 3-8-13
(一般社団法人柏崎市歯科医師会)	事務局	柏崎市栄町 18-31 柏崎市歯科医師会館
公益社団法人新潟県看護協会	事務局	新潟市中央区川岸町 2-11 新潟県看護研修センター
(柏崎支部)	事務局	柏崎市栄町 18-26 柏崎市元気館

(5) 消防機関

令和4(2022)年3月現在

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	衛星電話 衛星FAX
柏崎市消防本部 消防署	柏崎市三和町 8-51	0257-24-1500	0257-24-1119	626-262 626-300
西本町分遣所	柏崎市西本町三丁目 2-37	0257-23-3658	0257-23-3658	—
高柳分遣所	柏崎市高柳町岡野町 1849-1	0257-41-2036	0257-41-2036	—
西山分遣所	柏崎市西山町池浦 117-2	0257-48-2737	0257-48-2737	—
出雲崎分遣所	三島郡出雲崎町大字川西 137-5	0258-78-2576	0258-78-2576	—

(6) 自衛隊 (県内)

令和4(2022)年3月現在

区分・部隊名等	所在地	電話番号	FAX 番号	衛星電話 衛星FAX
新潟地方協力本部	新潟市中央区船場町 2-3423	025-285-0515		
陸上自衛隊 第5施設群	上越市南城町 3-7-1	025-523-5117		
陸上自衛隊 第2普通科連隊	上越市南城町 3-7-1	025-523-5117		
陸上自衛隊 第30普通科連隊	新発田市大手町 6-4-16	0254-22-3151		
航空自衛隊 新潟救難隊	新潟市東区船江町 3-135	025-273-9211		
航空自衛隊 第46警戒隊	佐渡市金井新保丙 2-27	0259-63-4111		
海上自衛隊 新潟基地分遣隊	新潟市東区臨海町 1-1	025-273-7771		

2 避難施設

令和4（2022）年3月現在

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
1	中央地区コミュニティセンター	東港町5番55号	0257-215711	847	1,042	1,694	2,085
2	柏崎市立第一中学校	学校町5番27号	0257224158	3,321	9,314	6,642	18,628
3	柏崎市立柏崎小学校	学校町1番88号	0257222196	4,445	2,467	8,890	4,935
4	かしわざき市民活動センターまちから	西本町三丁目2番8号	0257222003	533	1,404	1,067	2,809
5	北園町住宅集会所	北園町5番30号	0257323500	73	153	146	306
6	柏崎市立柏崎保育園	学校町1番7号	0257223014	582	450	1,165	900
7	新潟県立柏崎翔洋中等教育学校	北園町18番88号	0257225320	4,822	12,402	9,645	24,804
8	新潟県立柏崎高等学校	学校町4番1号	0257224195	6,757	7,181	13,515	14,363
9	新潟県立柏崎工業高等学校	栄町5番16号	0257225178	9,111	11,436	18,222	22,873
10	スポーツハウス	東港町5番55号	0257215711	415	327	830	654
11	ソフィアセンター(図書館)	学校町2番47号	0257222928	2,377	1,323	4,754	2,646
12	市民プラザ	東本町一丁目3番24号	0257207500	1,748	56	3,496	112
13	自然環境浄化センター	安政町1番36号	0257244321	1,332	51,017	2,664	102,034
14	産業文化会館	駅前二丁目2番45号	0257247633	2,444	445	4,889	890
15	柏崎アクアパーク	学校町6番73号	0257225555	5,735	12,289	11,471	24,579
16	武道館	栄町18番11号	0257246741	975	548	1,951	1,097
17	北園町県営住宅集会所(C号棟)	北園町1番9号	0257235111	27	406	55	812
18	柏崎市文化会館アルフォーレ	日石町4番32号	0257210010	487	8,670	975	17,340
19	陸上競技場	学校町1977番地付近	0257247280	0	11,803		23,606
20	中部公園	諏訪町1853番地2付近		0	975		1,950
21	旧市役所駐車場	中央町1914番地2付近	0257235111	0	1,919		3,838
22	潮風コート	学校町2137番地19付近		0	7,416		14,833
23	潮風公園	学校町2137番地15付近	0257211246	0	10,000		20,000
24	北園公園	北園町450番地6付近		0	3,050		6,100
25	鴨池公園	北園町400番地2付近		0	1,950		3,900
26	駅前ふれあい広場	駅前一丁目1293番地付近		0	5,268		10,536

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
27	駅前公園テニスコート	錦町 526 番地 1 付近	0257237888	0	2,615		5,230
28	駅前公園	錦町 404 番地 1 付近		0	16,600		33,200
29	比角コミュニティセンター	比角二丁目 9 番 47 号	0257247487	432	394	864	789
30	柏崎市立第二中学校	比角一丁目 3 番 6 号	0257222822	3,146	8,708	6,292	17,416
31	柏崎市立比角小学校	扇町 2 番 22 号	0257225213	3,878	8,205	7,757	16,410
32	ワークプラザ柏崎	田塚三丁目 11 番 50 号	0257248578	888	2,543	1,776	5,087
33	新潟県立柏崎常盤高等学校	比角 1 丁目 5 番 57 号	0257236205	6,257	4,142	12,514	8,285
34	総合福祉センター	豊町 3 番 59 号	0257221411	1,039	605	2,078	1,211
35	柏崎市立比角保育園	比角二丁目 10 番 15 号	0257223285	349	437	698	875
36	二葉幼稚園	藤井 756 番地 3	0257249050	1,133	1,330	2,267	2,660
37	東部公園	比角二丁目 2402 番地 24 付近		0	800		1,600
38	田塚緑地	田塚三丁目 296 番地 1 付近		0	1,050		2,100
39	田塚山運動広場	藤井 614 番地付近		0	4,957		9,915
40	雀森公園	日吉町 1638 番地 1 付近		0	1,185		2,370
41	白竜公園	四谷一丁目 610 番地 3 付近		0	750		1,500
42	白竜公園テニスコート	四谷一丁目 610 番地 3 付近	0257246742	0	2,615		5,230
43	旧遺跡考古館駐車場	小倉町 2343 番地 7 付近		0	1,415		2,830
44	枇杷島コミュニティセンター	宮場町 12 番 8 号	0257247449	433	1,348	866	2,696
45	柏崎市立鏡が沖中学校	枇杷島 2842 番地 1	0257210555	2,987	13,120	5,974	26,241
46	柏崎市立枇杷島小学校	関町 9 番 34 号	0257222511	3,391	4,530	6,783	9,061
47	新潟県立柏崎総合高等学校	元城町 1 番 1 号	0257225288	7,726	8,875	15,452	17,750
48	幸町公園	幸町 857 番地 1 付近		0	925		1,850
49	剣野コミュニティセンター	常盤台 25 番 5 号	0257217533	415	414	831	828
50	柏崎市立第三中学校	新赤坂一丁目 2 番 10 号	0257232821	3,179	12,562	6,358	25,124
51	柏崎市立剣野小学校	常盤台 25 番 24 号	0257227715	2,449	5,292	4,898	10,585
52	赤坂山浄水場	新赤坂一丁目 1 番 62 号	0257220007	310	4,531	621	9,063
53	常盤台公園	常盤台 2116 番地 1 付近		0	1,200		2,400
54	御殿山公園	米山台一丁目 725 番地 1 付近		0	1,200		2,400

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
55	大洲コミュニティセンター	赤坂町3番14号	0257244787	429	1,386	859	2,773
56	柏崎市立大洲小学校	大久保二丁目10番13号	0257222330	2,678	3,633	5,357	7,266
57	柏崎市立大洲保育園	緑町4番4号	0257222636	242	388	484	777
58	柏崎市立西部保育園	番神二丁目10番58号	0257222465	231	292	462	585
59	柏崎市立博物館	緑町8番35号	0257220567	2,063	3,005	4,127	6,011
60	新潟県立柏崎特別支援学校	赤坂町3番63号	0257247476	1,588	1,430	3,176	2,861
61	緑ヶ丘住宅集会所	緑町1番12号	0257248721	21	298	42	596
62	赤坂山公園	赤坂町1814番地2付近		0	24,185		48,371
63	港公園	中浜一丁目803番地97付近		0	13,877		27,754
64	鯨波コミュニティセンター	鯨波二丁目4番50号	0257227174	385	2,965	771	5,930
65	柏崎市立鯨波小学校	鯨波乙1032番地	0257222389	1,343	6,669	2,687	13,339
66	御野立公園	鯨波二丁目1346番地2付近		0	4,824		9,649
67	半田コミュニティセンター	岩上20番52号	0257225999	380	978	760	1,957
68	柏崎市立半田小学校	南半田1番1号	0257246150	1,812	6,648	3,625	13,296
69	半田住宅団地集会所	希望が丘3番20号	0257235111	50	16	100	33
70	柏崎市立総合体育館	半田1番地4	0257213751	4,851	10,673	9,702	21,347
71	荒浜コミュニティセンター	荒浜三丁目7番17号	0257223702	477	1,189	955	2,379
72	柏崎原子力広報センター	荒浜一丁目3番32号	0257221896	450	2,008	900	4,016
73	柏崎市立荒浜小学校	荒浜一丁目2番11号	0257236611	2,152	5,569	4,304	11,138
74	柏崎市立荒浜保育園	荒浜三丁目7番22号	0257224592	189	620	379	1,240
75	荒浜運動場	荒浜一丁目1909番地2付近	0257248008		14,093		28,186
76	松波コミュニティセンター	松波二丁目17番3号	0257224352	423	2,800	847	5,600
77	柏崎市立松浜中学校	松波三丁目7番5号	0257223714	2,493	11,839	4,986	23,678
78	新潟県立はまなす養護学校	松波四丁目10番1号	0257247451	1,215	754	2,430	1,509
79	柏崎市立松波保育園	松波四丁目1番83号	0257223488	423	550	846	1,100
80	松波住宅集会所	松波三丁目6番21号	0257235111	36	157	72	314
81	松波第一公園	松波二丁目2268番地付近		0	1,850		3,700
82	松波フレンドパーク	松波三丁目2048番地98付近		0	5,000		10,000

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
83	高浜コミュニティセンター	宮川 2298 番地 3	0257352002	343	259	687	518
84	椎谷ふれあいセンター	椎谷 1855 番地		74	96	149	192
85	大湊集会場	大湊 11 番地		58	36	117	73
86	田尻コミュニティセンター	安田 1413 番地 1	0257224301	494	2,963	988	5,926
87	柏崎市立東中学校	下田尻 2002 番地 1	0257242247	2,406	14,007	4,812	28,014
88	柏崎市立田尻小学校	安田 1455 番地	0257224315	4,015	3,629	8,030	7,259
89	新潟産業大学附属高校	安田 2510 番地 2	0257246644	5,109	11,452	10,219	22,904
90	新潟産業大学	軽井川 4730 番地	0257246655	7,783	6,777	15,566	13,555
91	柏崎市立田尻保育園	安田 1421 番地 1	0257223676	410	550	820	1,100
92	柏崎市立安田保育園	安田 3169 番地 2	0257223071	214	360	429	720
93	平井公民館	平井 2586 番地	0257245749	101	145	203	291
94	佐藤池野球場	佐藤池新田 1150 番地 1 付近	0257238311		16,765		33,530
95	佐藤池サッカーコート	佐藤池新田 1150 番地 1 付近	0257213751		9,950		19,900
96	柏崎フロンティアパーク北公園広場	軽井川 931 番地 20 付近			982		1,964
97	西中通コミュニティセンター	橋場町 15 番 6 号	0257243728	387	2,654	775	5,308
98	柏崎市立瑞穂中学校	小金町 2 番 11 号	0257223593	2,380	14,068	4,761	28,136
99	柏崎市立横原小学校	春日三丁目 4 番 31 号	0257224090	1,831	4,821	3,663	9,643
100	柏崎市立日吉小学校	土合 806 番地	0257223017	1,773	6,594	3,547	13,189
101	西中通東部集会所	下大新田 392 番地 4		109	96	218	193
102	長崎集会所	長崎 1292 番地		41	19	83	38
103	長崎新田集会場	長崎新田 694 番地		54	26	108	53
104	土合公会堂	土合 516 番地 1	0257249939	32	56	64	112
105	山本公会堂	山本 815 番地 1		84	38	169	77
106	上原公会堂	上原 264 番地		49	129	99	259
107	下原公会堂	原町 2 番 27 号	0257229838	90	90	181	181
108	橋場公会堂	橋場 1 番 63 号	0257243850	83	94	167	188
109	春日公会堂	春日二丁目 10 番 2 号	0257321156	198	88	396	176
110	劔公会堂	劔 281 番地 3	0257240536	64	30	128	60

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
111	春日公園	春日二丁目 2087 番地 2 付近			6,489		12,979
112	新潟県立柏崎常盤高等学校 第2グラウンド	藤元町 66 番地 1 付近			6,454		12,908
113	中通コミュニティセンター	曾地 130 番地 4	0257282002	381	594	762	1,188
114	柏崎市立中通小学校	曾地 130 番地	0257282004	1,264	5,840	2,528	11,680
115	柏崎市立中通保育園	曾地 172 番地 1	0257282331	219	773	439	1,547
116	中通コミュニティセンター 東部活動の場駐車場	五十土 240 番地 7 付近			2,186		4,373
117	中通ふれあい広場	曾地 684 番地 1 付近			4,157		8,314
118	高田コミュニティセンター	新道 3388 番地	0257224401	382	4,747	764	9,494
119	柏崎市立南中学校	新道 3447 番地	0257224414	2,547	14,216	5,094	28,432
120	柏崎市立新道小学校	新道 5001 番地 1	0257224404	2,317	5,443	4,634	10,886
121	柏崎市立高田保育園	新道 3081 番地 1	0257234447	217	500	435	1,000
122	新潟工科大学	藤橋 1719 番地	0257228111	9,835	12,920	19,670	25,840
123	黒滝ふれあい広場	黒滝 1516 番地付近			494		988
124	上条コミュニティセンター	宮之窪 3180 番地	0257292400	431	3,020	862	6,040
125	上条コミュニティデイホーム たこうちの里	宮之窪 3180 番地	0257293706	117	234	235	468
126	上条進修館	上条 19 番地	0257292616	64	18	129	37
127	佐水集落センター	佐水 547 番地 2		77	67	155	135
128	特別養護老人ホームいこいの 里	佐水 3140 番地	0257293800	2,324	1,194	4,649	2,389
129	北鯖石コミュニティセンター	中田 2295 番地 1	0257244549	532	2,129	1,065	4,259
130	柏崎市立北鯖石小学校	中田 1743 番地 2	0257224454	1,586	6,100	3,172	12,201
131	柏崎市立北鯖石保育園	中田 2295 番地 1	0257224452	323	572	646	1,145
132	上藤井集落開発センター	藤井 8305 番地	0257249171	79	19	158	39
133	下藤井集落開発センター	藤井 7352 番地	0257249127	101	77	203	155
134	中鯖石コミュニティセンター	加納 2564 番地 1	0257272102	373	8,555	747	17,111
135	柏崎市立鯖石小学校	加納 2628 番地 1	0257272109	1,589	5,068	3,179	10,137
136	下加納ふれあいセンター	加納 518 番地	0257272196	110	130	220	261
137	柏崎市立第五中学校	宮平 96 番地 1	0257272113	700		1,401	
139	南鯖石コミュニティセンター	山室 2931 番地 1	0257272002	334	1,457	669	2,914

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
140	旧第五中学校グラウンド	山室 2931 番地 1			7,315		14,630
141	笹崎ふれあいセンター	石曽根 6160 番地 1	0257273645	65	83	131	166
142	行兼ふれあいセンター	石曽根 5663 番地	0257273221	66	13	132	27
143	宮之下集落開発センター	石曽根 1429 番地 1	0257273285	82	74	164	148
144	田島活性化センター	山室 530 番地 2	0257273503	149	166	298	333
145	西之入集落開発センター	石曽根 3228 番地 2	0257273328	80	96	160	193
146	山室特産センター	山室 2331 番地	0257273574	119	106	239	212
147	大沢集落集会所	大沢 240 番地 1	0257272320	118	109	237	219
148	上米山コミュニティセンター	谷根 3232 番地 3	0257262516	419	199	838	398
149	谷根診療所	谷根 3256 番地 1	0257262502	100	51	200	102
150	米山コミュニティセンター	米山町 1338 番地 2	0257262565	382	1,960	765	3,920
151	柏崎市立米山小学校	米山町 304 番地 4	0257262013	1,287	820	2,575	1,640
152	柏崎市立米山保育園	米山町 1317 番地 1	0257262002	247	200	495	400
153	青海川集落開発センター	青海川 439 番地		27	24	55	49
154	上輪会館	上輪 720 番地	0257262280	105	172	210	345
155	上輪新田ふれあい館	上輪新田 323 番地 4	0257262553	52	18	105	37
156	笠島運動場	笠島 858 番地 1 付近			2,895		5,790
157	笠島ふれあいセンター	笠島 314 番地	0257262003	71	83	143	166
158	旧鶴川小学校グラウンド	女谷 4539 番地 2 付近			5,045		10,090
159	北条コミュニティセンター	大広田 93 番地 1	0257253355	369	1,062	738	2,124
160	柏崎市立北条中学校	北条 1996 番地	0257253209	1,922	9,007	3,844	18,015
163	柏崎市立北条小学校	北条 1981 番地 1	0257253004	2,068		4,136	
164	柏崎市立北条保育園	北条 2910 番地	0257253009	347	247	695	494
165	大角間公会堂	東長鳥甲 166 番地		99	99	198	199
166	杉平集落センター	東長鳥乙 260 番地 3		77	241	155	483
167	峠公会堂	東長鳥乙 2834 番地 1		37	84	75	169
168	鼻岳公会堂	西長鳥甲 2544 番地 4		85	14	170	29
169	岩之入公民館	西長鳥乙 1063 番地	0257254745	43	8	86	17

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
170	中村集落センター	西長島甲 1912 番地		54	65	109	130
171	山本公会堂	西長島甲 117 番地 4		33	98	67	197
172	旧北条小学校グラウンド	北条 3113 番地 2 付近			4,698		9,397
173	旧北条北小学校グラウンド	西長島甲 1972 番地 2 付近			4,239		8,479
174	北条運動場	東条 620 番地付近			8,230		16,460
175	旧広田保育園園庭	大広田 577 番地 4 付近			275		550
176	野田コミュニティセンター	野田 473 番地	0257292179	384	1,344	768	2,688
177	旧野田小学校グラウンド	野田 656 番地 1 付近			3,760		7,520
178	別俣コミュニティセンター	久米 1089 番地 2	0257292403	354	626	709	1,253
179	柏崎市立高柳小学校	高柳町岡野町 1485 番地 3	0257412006	1,836		3,672	
180	栃ヶ原集落センター	高柳町栃ヶ原 1485 番地 3	0257413256	95	47	190	94
181	坪野集落センター	高柳町高尾 1171 番地 1	0257413113	86	357	173	715
182	上石黒集落センター	高柳町石黒 1431 番地 2	0257432160	92	462	185	925
183	門出集落センター	高柳町門出 336 番地 1	0257413391	157	71	314	143
184	落合集落センター	高柳町石黒 967 番地 1		49	94	99	188
185	萩ノ島集落センター	高柳町萩ノ島 1053 番地 1	0257413290	92	51	184	102
186	岡野町集落センター	高柳町岡野町 1743 番地	0257412559	190	194	381	388
187	岡田集落センター	高柳町岡田 565 番地 4	0257412323	180	357	361	715
188	大野集落センター	高柳町石黒 3227 番地 1		47	54	95	109
189	漆島集落センター	高柳町漆島 373 番地 6	0257413199	95	127	190	255
190	板畑集落センター	高柳町石黒 5128 番地 3		110	163	221	326
191	田代集落センター	高柳町田代 720 番地	0257413482	80	22	161	44
192	柏崎市立高柳保育園	高柳町岡野町 695 番地 1	0257412149	228	824	457	1,648
193	高尾集落センター	高柳町高尾 674 番地 2	0257413143	78	132	157	265
194	下石黒集落センター	高柳町石黒 2354 番地 1		56	82	112	164
195	塩沢集落センター	高柳町山中 3639 番地 1	0257412830	89	72	178	144
196	寄合集落センター	高柳町石黒 6784 番地 1		64	66	129	133
197	山中集落センター	高柳町山中 2990 番地 1	0257412861	81	140	163	280

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
198	磯之辺集落センター	高柳町高尾 2600 番地		99	125	198	251
199	石黒地域活動拠点施設	高柳町石黒 1685 番地	0257432002	191	424	382	849
200	二田コミュニティセンター	西山町坂田 5155 番地	0257482074	460	637	921	1,274
201	柏崎市立西山中学校	西山町鬼王 179 番地	0257482150	3,735	11,200	7,470	22,400
202	柏崎市立二田小学校	西山町長嶺 1718 番地	0257482054	1,916	4,299	3,833	8,598
203	黒部神社集会所	西山町黒部 40 番地		25	27	50	54
204	二田ふれあい交流館	西山町二田 601 番地 1	0257473414	83	37	167	74
205	西山公会堂	西山町西山 213 番地 4	0257483085	112	51	224	103
206	長嶺集落センター	西山町長嶺 773 番地	0257483147	133	276	266	552
207	坂田集落開発センター	西山町坂田 1808 番地	0257483475	167	192	335	385
208	後谷公会堂	西山町後谷 229 番地		45	12	90	24
209	新保集落センター	西山町新保 384 番地 1	0257483047	70	82	140	165
210	和田ふれあいセンター	西山町和田 869 番地 1	0257483057	63	211	127	422
211	緑が丘ふれあいセンター	西山町緑が丘 1 番地 35		55	125	110	251
212	石地コミュニティセンター	西山町石地 1167 番地	0257472352	499	1,993	998	3,987
213	大津集落センター	西山町大津 1172 番地	0257473388	110	165	220	330
214	南部コミュニティセンター	西山町北野 1314 番地	0257482037	461	2,949	921	5,898
215	大坪集落センター	西山町大坪 223 番地	0257482944	64	33	128	66
216	内方ふれあいセンター	西山町内方 117 番地	0257483263	58	122	117	244
217	五日市ふれあいセンター	西山町五日市 2 番地 1	0257482344	76	441	153	883
218	妙法寺ふれあいセンター	西山町妙法寺 1487 番地	0257482370	82	29	164	59
219	北野集落センター	西山町北野 910 番地	0257483313	88	109	177	219
220	別山コミュニティセンター	西山町別山 1589 番地 1	0257472050	472	4,276	944	8,552
221	柏崎市立内郷小学校	西山町上山田 668 番地 2	0257472054	1,975	3,003	3,951	6,006
222	灰爪集落開発センター	西山町灰爪 33 番地 4	0257473303	56	76	112	153
223	笹山町内会公会堂	西山町別山 2035 番地 4	0257473254	63	43	127	86
224	甲戸集落開発センター	西山町別山 5200 番地	0257472094	42	61	84	123
225	上山田ふれあいセンター	西山町上山田 553 番地 3	0257472393	58	105	116	211

番号	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)		面積 (㎡)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
226	尾野内ふれあいセンター	西山町尾野内 650 番地	0257473795	44	61	88	122
227	尾頃部開発センター	西山町別山 682 番地		27	29	55	58
228	内越公会堂	西山町別山 1467 番地		49	15	99	31
229	砂田公会堂	西山町別山 5508 番地		44	51	89	102
230	別山後谷公会堂	西山町別山 6505 番地 2		47	46	94	92
231	荒谷集落センター	西山町別山 2596 番地 2	0257473179	63	232	127	465
232	大田コミュニティセンター	西山町浜忠 150 番地 2	0257316117	170	1,025	340	2,050
233	柏崎市立西山総合体育館	西山町浜忠 150 番地 5	0257472822	1,693	3,100	3,386	6,201
234	甲田ふれあいセンター	西山町甲田 416 番地	0257472956	40	24	80	49
235	大崎集落センター	西山町大崎 744 番地	0257472604	99	235	199	470
236	中川コミュニティセンター	西山町下山田 25 番地	0257472690	486	4,297	973	8,595
237	西山町いきいき館	西山町池浦 877 番地	0257316100	1,160	2,349	2,320	4,698
238	産業会館	西山町礼拝 430 番地 2	0257474010	359	1,492	718	2,985
239	鎌田集落センター	西山町鎌田 1143 番地 1	0257473535	83	162	165	325
240	田沢集会所	西山町田沢 3102 番地	0257472830	95	382	189	765
241	下山田公会堂	西山町下山田 353 番地 1	0257473636	64	90	128	180
242	礼拝公会堂	西山町礼拝 370 番地	0257472115	63	71	127	142
243	藤掛多目的集会センター	西山町藤掛 91 番地 8	0257472123	63	152	126	305
244	陽だまり (集落センター)	西山町伊毛 1312 番地	0257473657	80	85	161	171
245	池浦多目的集会施設	西山町池浦 390 番地	0257472147	83	66	166	132

3 給水用資機材等の状況

令和4(2022)年3月現在

給水車		(左記のうち) 加圧式給水車		給水タンク		携行容器	
容量(t)	台数 (台)	容量(t)	台数(台)	容量(t)	数量(基)	容量(ℓ)	数量(個)
2	1	2	1	1	5	20	126
3.5	1	3.5	1	1.5	1	10	2,300
						6	3,000

仮設給水栓		浄水器	
性能 取付径	組数(組)	処理力 t/時	数量(台)
φ50mm	7	4	2

4 生活関連等施設の該当基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(生活関連等施設)

第27条 法第102条第1項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第20号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）
- (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は排水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- (4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数に3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数に3万に満たないものを除く。）
- (6) 日本放送協会又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の3の一般放送事業者（同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。）が同条第1号の2の国内放送を行う放送局（同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。）であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送（同法第2条第1号の放送をいう。以下この号において同じ。）をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
- (8) 空港設備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項の空港の同法第6条第1項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項の航空保安施設
- (9) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム
- (10) 法第103条第1項の危険物質等の取扱所
(危険物質等)

第28条 法第103条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類
- (4) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
- (5) 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれに

よって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）

- (6) 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核燃料物質を除く。）
- (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）
- (8) 医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者が取り扱うものに限る。）
- (9) 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
- (10) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- (11) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

5 様式

(1) 安否情報関係

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令で定める様式は、次の各号を用いるものとする。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。

様式第1号（第1条関係：安否情報の収集方法）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係：安否情報の収集方法）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係：安否情報の報告方法）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：新潟県柏崎市 担当者名：

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女の 別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を 識別するた めの情報	⑧ 負傷(疾病) の該当	⑨ 負傷又は 疾病の状 況	⑩ 現在の 居所	⑪ 連絡先その 他必要情報	⑫ 親族・同居者 への回答の希 望	⑬ 知人への 回答の希 望	⑭ 親族・同居者・知 人以外の者への 回答又は公表の 同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係：安否情報の照会方法）

安否情報照会書

年 月 日		
柏崎市長 様		
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係：安否情報の回答方法）

安否情報回答書

年 月 日		
様		
柏崎市長		
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 被災情報関係

火災・災害等即報要領第3号様式

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	重 症	人 (人)	
	不明 人	中等症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨〔「未確認」等〕を記入して報告すれば足りること。)

6 例規等

(1) 新潟県柏崎市国民保護協議会委員

区分	選任基準	所属機関	役職
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 柏崎維持出張所	出張所長
2号委員	指定地方行政機関	陸上自衛隊第2普通科連隊	連隊長
3号委員	県職員	新潟県柏崎地域振興局	局長
3号委員	県警察職員	柏崎警察署	署長
4号委員	副市長	柏崎市	副市長
5号委員	教育長	柏崎市教育委員会	教育長
5号委員	消防長	柏崎市	消防長
6号委員	市職員	柏崎市	危機管理監
6号委員	市職員	柏崎市	上下水道局長
7号委員	指定地方公共機関	東日本電信電話株埼玉事業部新潟支店	支店長
7号委員	指定地方公共機関	東北電力株柏崎営業所	所長
7号委員	指定地方公共機関	東京電力ホールディングス株柏崎刈羽原子力発電所	所長
7号委員	指定地方公共機関	日本通運株中越支店柏崎営業所	所長
7号委員	指定地方公共機関	越後交通株 柏崎営業所	所長
7号委員	公共的団体職員	新潟県トラック協会柏崎支部	支部長
7号委員	公共的団体職員	株柏崎コミュニティ放送	総務部長
8号委員	消防団長	柏崎市消防団	団長
8号委員	指定地方公共機関	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	会長
8号委員	指定地方公共機関	新潟県厚生農業協同組合連合会 柏崎総合医療センター	病院長
8号委員	指定地方公共機関	柏崎商工会議所	副会頭
8号委員	指定地方公共機関	柏崎農業協同組合	経営管理委員会副会長
8号委員	公共的団体職員	柏崎市ハイヤー協会	会長
7号	公共的団体職員	株柏崎日报社	代表取締役社長兼編集長
8号委員	公共的団体職員	株柏崎時報社	社長
8号委員	公共的団体職員	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	会長
8号委員	知識・経験を有する者	柏崎人権擁護委員協議会	委員
8号委員	知識・経験を有する者	連合新潟柏崎地域協議会	議長
8号委員	知識・経験を有する者	柏崎市民生委員・児童委員協議会	委員
8号委員	知識・経験を有する者	松浜町内会	会長
8号委員	市長が必ず参加する者	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会	会長

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

平成16年6月18日法律第112号

（市町村の国民の保護に関する計画）

第35条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 （略）

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するとき、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第33条第6項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

（市町村協議会の設置及び所掌事務）

第39条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

(2) 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するとき、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第33条第6項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

（市町村協議会の組織）

第40条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

(1) 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

(2) 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

(3) 当該市町村の属する都道府県の職員

(4) 当該市町村の副市町村長

(5) 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

(6) 当該市町村の職員（前2号に掲げる者を除く。）

(7) 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(8) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第38条第5項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 （略）

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(3) 新潟県柏崎市国民保護協議会条例

平成18年3月23日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、柏崎市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会は、会長及び委員44人以内で組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 新潟県柏崎市国民保護協議会運営規程

平成30年4月1日決定

(目的)

第1条 この規程は、新潟県柏崎市国民保護協議会条例（平成18年条例第13号）第6条の規定に基づき、柏崎市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、必要に応じ招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(説明聴取)

第3条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(専決)

第4条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第5条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第6条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(会長代理)

第7条 会長に事故あるときは、柏崎市副市長がその職務を代理する。

(異動等の報告)

第8条 委員は、異動が生じた場合は速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、柏崎市危機管理部防災・原子力課において行う。

(5) 新潟県柏崎市国民保護対策本部及び柏崎市緊急処理事態対策本部条例

平成18年3月23日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（同法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、柏崎市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び柏崎市緊急処理事態対策本部（以下「緊急処理事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 柏崎市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 柏崎市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 柏崎市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に前3項に規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 柏崎市国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に柏崎市国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、柏崎市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(6) 新潟県柏崎市国民保護対策本部及び柏崎市緊急対処事態対策本部規則

平成27年2月13日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市国民保護対策本部及び柏崎市緊急対処事態対策本部条例（平成18年条例第12号）第7条の規定に基づき、柏崎市国民保護対策本部（以下「本部」という。）及び柏崎市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、市役所内に置く。ただし、市役所が被災したときは、国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する場所に置く。

(副本部長)

第3条 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

(本部員)

第4条 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、危機管理監、新潟県柏崎市部制条例（平成13年条例第29号）第1条に規定する部の部長、福祉保健部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部員会議)

第5条 武力攻撃災害等に関する情報（以下「国民保護情報」という。）の分析及び国民保護措置の基本方針その他国民保護に関する重要事項を協議するため、本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び副本部長が指名する者をもって組織する。

3 本部員会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

(危機管理監)

第6条 危機管理監は、本部長の命を受け、次条に規定する各部に属する職員を指揮監督する。

(部及び班)

第7条 本部に、部及び班を置き、班員及び分掌事務は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 部に部長及び部長を補佐する副部長を、班に班長及び班員を置く。ただし、班にあっては、副班長を置くことができる。

3 部長、副部長、班長及び班員は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 部長、副部長、班長及び副班長は、上司の命を受け分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

6 部長、副部長若しくは班長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第8条 部の班に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部長が指名する者をもって充てる。

3 本部連絡員は、部長に対し班又は部の所管に係る国民保護情報を伝達し、国民保護措置の実施状況を報告するとともに、部長の連絡事項を班長に伝達する。

4 本部連絡員に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。
(国民保護情報の収集等)

第9条 国民保護情報の収集及び伝達並びに国民保護措置の実施状況の報告は、迅速かつ正確に行わなければならない。

2 市民、報道機関等への国民保護情報の発表は、本部員会議の議決を経て行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(現地対策本部)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、被災現地に現地対策本部を置く。

2 現地対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する国民保護措置について、被災現地の住民の要請等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

(現地対策本部長、現地対策本部員及び現地対策本部職員)

第11条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員及び現地対策本部職員を置く。

2 現地対策本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地対策本部員は本部員又は本部連絡員のうちから、現地対策本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

3 現地対策本部長は、本部長の命を受け現地対策本部の事務を統括し、現地対策本部員及び現地対策本部職員を指揮監督する。

4 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部職員を指揮監督する。

5 現地対策本部職員は、上司の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

(現地調整所)

第12条 本部長は、必要があると認めるときは、関係機関等との連携を確保するため、武力攻撃災害等が発生した場所等に現地調整所を置く。

2 現地調整所は、国民保護情報を本部に通報し、及び本部長の命を受けて関係機関等が実施する国民保護措置に関し総合調整を行うものとする。

3 現地調整所に派遣する責任者及び職員は、武力攻撃災害等の状況に応じ、その都度本部長が指名する。

(本部等の表示)

第13条 本部には「柏崎市国民保護対策本部」を、現地対策本部には「柏崎市国民保護対策本部 現地国民保護対策本部」を表示する。

(本部を設置するに至らない場合の国民保護措置)

第14条 本部を設置するに至らない場合の国民保護措置は、本部が設置された場合の国民保護措置に準じて行うものとする。

(準用)

第15条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1 (第6条関係)

部名	班名	班員	分掌事務
危機管理部	総合調整班	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 元気発信課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 国民保護対策本部の運営に関すること。 3 現地対策本部及び現地調整所の設置及び廃止に関すること。 4 市が実施する国民保護措置の総合調整に関すること。 5 避難及び救援措置の総括に関すること。 6 警報、避難の指示、緊急通報等の伝達に関すること。 7 退避の指示並びに警戒区域の設定及び立入制限に関すること。 8 武力攻撃災害等の情報授受伝達に関すること。 9 警戒、避難の指示又は解除に関すること。 10 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。 11 国民保護協議会、県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 12 県に対する各種報告に関すること。 13 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 14 備蓄品の管理に関すること。 15 各部との連絡調整に関すること。 16 被害情報の収集に関すること。 17 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。 18 防災情報通信システムによる広報に関すること。 19 臨時災害放送局の設置及び廃止に関すること。 20 避難実施要領の策定及び実施に関すること。 21 職員等(消防職員等を除く。)に係る特殊標章等の交付及び管理に関すること。 22 安否情報システムの管理に関すること。 23 (原子力災害)退避・避難の指示又は解除に関すること。
総合企画部	総務班	総務課員 人権啓発・男女共同参画室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 庁舎及び庁舎内有線施設・設備の被害状況調査及び緊急機能確保に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5 国又は地方公共団体からの市長宛ての見舞金の受

			入れに関する事。
	人事班	人事課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の被災状況及び登庁状況の把握に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の動員に関する事。 4 県、他市町村等に対する応援要請及び受入調整に関する事。 5 (原子力災害) 職員の被ばく管理に関する事。
	情報・交通班	企画政策課員 電源エネルギー戦略室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時等における電算処理システムの機能確保に関する事。 2 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関する事。 3 鉄道、バス等の運行状況に関する事。 4 国民保護措置等に関し、国、県等に対する要望等に関する事。
	広報・報道班	元気発信課員 新庁舎整備室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害等の情報(応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の指示等)の広報に関する事。 2 武力攻撃災害等の情報を電算システムにより各課に周知する事。 3 武力攻撃災害等の情報をホームページに掲載する事。 4 ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関する事。 5 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。 6 報道要請その他報道機関との連絡に関する事。 7 武力攻撃災害等の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真、ビデオ等その他資料等の収集整理等に関する事。
財務部	本部記録班	財政管理課員 契約検査課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 国民保護対策本部の記録に関する事。 4 各部からの武力攻撃災害等の情報及び被害状況の整理に関する事。 5 国民保護対策関係予算に関する事。 6 国民保護対策に要した費用の支弁に関する事。 7 国民の権利利益の救済手続に係る損失補償、実費弁償及び損害賠償への対応(各部との調整)に関する事。
	車両・輸送	財政管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転

	班		<p>に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 配車状況の掌握及び記録に関すること。 3 市有財産の被害調査に関すること。 4 応援車両の要請及び配車調整に関すること。 5 (原子力災害) 防護対策区域内住民の輸送に関すること。
	被害調査班	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 被災者台帳の作成及び管理に関すること。 3 災証明書の発行に関すること。 4 被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関すること。 5 被災者生活再建支援システムの管理及び運用に関すること。 6 (原子力災害) 各部の応援に関すること。
市民生活部	総務班	市民活動支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 コミュニティ、町内会等との連絡調整に関すること。 4 被災者相談所の開設に関すること。 5 避難所等支援者の調整に関すること。 6 仮設住宅等における被災市民への支援及び調整に関すること。 7 防犯情報提供及び警戒活動に関すること。 8 (原子力災害) 緊急時地区派遣隊の出動に関すること。 9 (原子力災害) 緊急時地区派遣隊への指示伝達及び情報収受に関すること。 10 (原子力災害) バス避難支援隊の出動に関すること。 11 (原子力災害) バス避難支援隊への指示伝達及び情報収受に関すること。
	救助班	市民課員 会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 2 避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問合せに関すること。 3 避難住民の相談業務に関すること。 4 避難住民における食料及び物資の支給に関すること。 5 避難の誘導に関すること。 6 斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理への協力

			<p>に關すること。</p> <p>7 愛玩動物等の保護に關すること。</p> <p>8 (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に關すること。</p> <p>9 (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に關すること。</p> <p>10 (原子力災害)被災地住民登録に關すること。</p> <p>11 (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に關すること。</p> <p>13 (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に關すること。</p> <p>14 (原子力災害)広域避難先遣隊及び広域避難先との連絡調整及び情報收受に關すること。</p>
	環境衛生班	環境課員	<p>1 被災地の環境対策に關すること。</p> <p>2 防疫(保健衛生班に關するものを除く。)に關すること。</p> <p>3 仮設トイレの設置及び管理に關すること。</p> <p>4 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急対策、応急復旧及び適正管理に關すること。</p> <p>5 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に關すること。</p> <p>6 遺体の収容及び死体の埋火葬に關すること。</p> <p>6 関係機関等との連絡調整に關すること。</p> <p>7 災害廃棄物仮置場の管理に關すること。</p> <p>8 (原子力災害)放射性物質による汚染状況調査等に關すること。</p> <p>9 (原子力災害)県の緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に關すること。</p> <p>10 (原子力災害)市内で発生する廃棄物の放射線モニタリングに關すること。</p>
	出納班	會計課員	<p>1 国民保護対策事務の現金支払に關すること。</p> <p>2 救援資金及び見舞金の受入れに關すること。</p>
	地域事務所班	地域事務所員	<p>1 両町地域における国民保護対策の総合調整に關すること。</p> <p>2 両町事務所に係る被害状況の集約及び報告に關すること。</p> <p>3 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に關すること。</p> <p>4 町内会等との連絡調整に關すること。</p> <p>5 関係機関等との連絡調整に關すること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 6 避難住民における食料及び物資の受入れに関する こと。 7 死体の埋火葬の許可に関すること。 8 要配慮者の避難支援等に関すること。 9 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する こと。 10 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 11 観光客の安全確保に関すること。 12 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関する こと。
福祉保健部	福祉班	福祉課員 介護高齢課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 生活保護世帯、身体障害者世帯、高齢者世帯等の 被害調査及び救護に関すること。 4 社会福祉団体等との連絡調整に関すること。 5 要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急 復旧に関すること。 6 ボランティア活動に関すること。 7 福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の 収容の協力に関すること。 8 被災者に対する福祉相談に関すること。 9 義援金の支給に関すること。
	要配慮者支 援班	介護高齢課員 福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者(外国人を除く。)の避難支援に関する こと。 2 町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への 避難の指示等の伝達に関すること。
子ども未来 部	保健衛生班	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健衛生及び防疫(環境衛生班に関するものを除 く。)に関すること。 2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及 び協力要請に関すること。 3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相 談の実施に関すること。 4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関すること。 5 武力攻撃災害時等の要配慮者用の食料に関するこ と。 6 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関するこ と。 7 (原子力災害) 原子力災害医療の協力に関するこ と。
	保育班	保育課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 保育園児及び幼稚園児の安全確保に関すること。 4 避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
	児童福祉班	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童クラブ利用者の安全確保等に関すること。 2 県立こども自然王国利用者の安全確保等に関すること。 3 特定児童生徒等の安全確保に関すること。 4 市役所分館の施設被害状況の把握に関すること。
産業振興部	農林水産班	農林水産課員 農政課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 農林水産業関係の被害調査に関すること。 4 農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関すること。 5 応急食料等の原材料の調達に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。 7 (原子力災害) 農林畜水産物の採取、出荷制限、漁獲等に関すること。
	商業観光班	商業観光課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 外国人の避難支援に関すること。 2 商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 観光客の安全確保に関すること。 4 入浴環境の確保に関すること。 5 風評被害への対応に関すること。 6 中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
	物資供給班	ものづくり振興課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料品及び生活必需品の調達及び供給に関すること。 2 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 4 救援物資の受入及び配送に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。
都市整備部	総務班	道路維持課員 都市計画課員 八号バイパス事業室員 道路河川課員 鶴川ダム事業室員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 土木災害応急資機材の調達及び確保に関すること。 4 高速道路の交通情報の収集に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。 6 市道等に係る交通規制に関する現地対応及び連絡に関すること。 7 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関すること。

			ること。
	建設班	道路河川課員 鵜川ダム事業室員 都市計画課員 八号バイパス事業室員 道路維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園施設の被害調査及び報告に関すること。 2 公園施設及び街路樹の応急対策に関すること。 3 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 4 交通規制及び立入制限区域の安全管理に関すること。 5 道路交通情報の収集及び報告に関すること。 6 緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。 7 路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 （原子力災害）財務部車両・輸送班の協力に関すること。
	住宅班	建築住宅課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 2 避難所の応急危険度調査に関すること。 3 家屋等の応急危険度調査に関すること。 4 公共施設の応急復旧に関すること。 5 応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。 6 災害復興住宅資金の融資に関すること。 7 住宅等の応急対策に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 （原子力災害）市民生活部救助班の協力に関すること。
上下水道部	総務班	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部の災害対策職員の把握及び配置異動に関すること。 3 部に係る広報に関すること。 4 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 5 電話対応に関すること。 6 窓口受付に関すること。 7 関係機関への必要な事務手続に関すること。 8 災害復旧に伴う被害額及び復旧費の算定並びに費用の記録に関すること。 9 災害復旧に伴う工事等の請負契約に関すること。 10 災害復旧に伴う物件の購入契約に関すること。 11 部の職員に対する応急物資の配給に関すること。

			<p>12 部の車両の運行管理に関する事。</p> <p>13 応援物資等の受入れ及び記録に関する事。</p> <p>14 応援活動の記録に関する事。</p>
水道下水道 情報計画班	経営企画課員 建設課員 施設維持課員		<p>1 水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関する事。</p> <p>2 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関する事。</p> <p>3 復旧計画の立案に関する事。</p> <p>4 情報の審査に関する事。</p> <p>5 故障修繕伝票の処理に関する事。</p> <p>6 部内各班との災害対策状況の連絡に関する事。</p> <p>7 部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関する事。</p> <p>8 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。</p> <p>9 災害対策情報の集約及び記録の作成に関する事。</p> <p>10 協定締結先等への協力依頼に関する事。</p> <p>11 無線等の通信連絡に関する事。</p>
水道給水班	経営企画課員 建設課員 施設維持課員		<p>1 応急給水に関する事。</p> <p>2 応急給水設備の管守に関する事。</p>
水道復旧班	建設課員 施設維持課員		<p>1 給水及び水道施設に係る苦情処理に関する事。</p> <p>2 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制に関する事。</p> <p>3 水道施設の復旧工事の実施に関する事。</p> <p>4 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関する事。</p> <p>5 資材、備品等の調達及び管理に関する事。</p> <p>6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関する事。</p> <p>7 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に関する事。</p> <p>8 関係業者の統括に関する事。</p> <p>9 二次災害の防止に関する事。</p> <p>10 その他水道施設の復旧に関する事。</p>
下水道復旧班	建設課員 施設維持課員		<p>1 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関する事。</p> <p>2 汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関する事。</p> <p>3 下水道施設の復旧工事の実施に関する事。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 4 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関する事。 5 資材、備品等の調達及び管理に関する事。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関する事。 7 応急排水に関する事。 8 仮設排水に関する事。 9 関係業者の統括に関する事。 10 二次災害の防止に関する事。 11 その他下水道施設の復旧に関する事。
消防部	総務班	消防総務課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 消防庁舎の被害調査等に関する事。 3 消防団の活動に関する事。 4 関係機関等との連絡調整に関する事。 5 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定める事。
	予防班	予防課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害等の火災・救急・救助事案に係る被害情報の集約に関する事。 2 市国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 3 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定める事。
	消防班	消防署員 警防課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害等の災害情報の受理及び出動指令に関する事。 2 住民等に対する広報活動に関する事。 3 住民等の避難誘導に関する事。 4 火災・救急・救助活動の実施に関する事。 5 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関する事。 6 消防車両の被害調査等に関する事。 7 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関する事 8 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定める事。
文教部	総務班	教育総務課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 教育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関する事。 4 学校給食に関する事。 5 関係機関等との連絡調整に関する事。
	学校教育班	学校教育課員 教育センター員	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関する事。 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 応急教育に関すること。 4 学用品の給与に関すること。 5 学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。
	社会教育班	文化・生涯学習課員 図書館員 博物館員	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化・社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 2 文化・社会教育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関すること。 3 文化・社会教育施設の保全に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 文化・社会教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 6 文化・社会教育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
	体育施設班	スポーツ振興課員 水球のまち推進室員	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育施設利用者の安全確保に関すること。 2 体育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関すること。 3 体育施設の保全に関すること。 4 体育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 5 体育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 6 ヘリポート離発着場所の確保に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
議会調整部	渉外班	議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 3 議会との連絡調整に関すること。 4 調査団、視察団等の受入対応に関すること。

別表第2 (第7条関係)

部名	部長 (副部長)	班名	班長	班員	
危機管理部	危機管理監 (防災・原子力課長)	総合調整班	防災・原子力課長	防災・原子力課員	
				選挙管理委員会事務局員	
				監査委員事務局員	
総合企画部	総合企画部長 (総務課長)	総務班	総務課長	総務課員	
		人事班	人事課長	人事課員	
		情報・交通班	企画政策課長	企画政策課員	
				電源エネルギー戦略室員	
		広報・報道班	元気発信課長	元気発信課員	
新庁舎整備室員					
財務部	財務部長 (財政課長)	本部記録班	財政管理課長	財政管理課員	
				契約検査課員	
		車両・輸送班	財政管理課長(兼)	財政管理課員	
被害調査班			税務課長	税務課員	
市民生活部	市民生活部長 (市民活動支援課長)	総務班	市民活動支援課長	市民活動支援課員	
		救助班	市民課長	市民課員	
				会計課員	
		環境衛生班	環境課長	環境課員	
		出納班	会計課長	会計課員	
		地域事務所班	地域事務所長	地域事務所員	
福祉保健部	福祉保健部長 (福祉課長)	福祉班	福祉課長	福祉課員	
				介護高齢課員	
		要配慮者支援班	介護高齢課長	介護高齢課員	
			福祉課員		
子ども未来部	子ども未来部長 (保育課長)	保健衛生班	子育て支援課長	子育て支援課員	
				子どもの発達支援課員	
		保育班	保育課長	保育課員	
児童福祉班			子育て支援課長	子育て支援課員	
					子どもの発達支援課員
産業振興部	産業振興部長 (農林水産課長)	農林水産班	農林水産課長	農林水産課員	
				農政課員	
		商業観光班	商業観光課長	商業観光課員	
		物資供給班	ものづくり振興課長	ものづくり振興課員	
農業委員会事務局員					
都市整備部	都市整備部長 (維持管理課長)	総務班	道路維持課長	道路維持課員	
				都市計画課員	
				八号バイパス事業室員	

				道路河川課員
				鵜川ダム事業室員
		建設班	道路河川課長	道路河川課員
				都市計画課員
				八号バイパス事業室員
				道路維持課員
				鵜川ダム事業室員
		住宅班	建築住宅課長	建築住宅課員
上下水道部	上下水道局長 (施設維持課長)	総務班	経営企画課長	経営企画課員
				建設課員
				施設維持課員
		水道下水道情報計 画班	建設課長代理	経営企画課員
				建設課員
				施設維持課員
		水道給水班	施設維持課長代理	経営企画課員
				建設課員
水道復旧班	建設課長	建設課員		
		施設維持課員		
下水道復旧班	施設維持課長	建設課員		
		施設維持課員		
消防部	消防長 (消防総務課長)	総務班	消防総務課長	消防総務課員
		予防班	予防課長	予防課員
		消防班	消防署長	消防署員
警防課員				
文教部	教育部長 (教育総務課長)	総務班	教育総務課長	教育総務課員
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課員
				教育センター員
		社会教育班	文化・生涯学習課長	文化・生涯学習課員
				図書館員
博物館員				
体育施設班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員		
		水球のまち推進室員		
議会調整部	議会事務局長 (議会事務局長代 理)	渉外班	議会事務局長代理	議会事務局員

別表第3（第8条関係）

部名	班名	職名
危機管理部	総合調整班	防災・原子力課長代理
総合企画部	総務班	総務課長代理
	人事班	人事課長代理
	情報・交通班	企画政策課長代理
	広報・報道班	元気発信課長代理
財務部	本部記録班	財政管理課長代理
	車両・輸送班	財政管理課長代理（兼）
	被害調査班	税務課長代理
市民生活部	総務班	市民活動支援課長代理
	救助班	市民課長代理
	環境衛生班	環境課長代理
	出納班	会計課長代理
	地域事務所班	
福祉保健部	福祉班	福祉課長代理
	要配慮者支援班	介護高齢課長代理
子ども未来部	保健衛生班	子育て支援課長
	保育班	保育課長代理
	児童福祉班	子育て支援課長代理
産業振興部	農林水産班	農林水産課長代理
	商業観光班	商業観光課長代理
	物資供給班	ものづくり振興課長代理
都市整備部	総務班	道路維持理課長代理
	建設班	道路河川課長代理
	住宅班	建築住宅課長代理
上下水道部	上下水道局長が指名する者	
消防部	予防班	予防課員
文教部	総務班	教育総務課長代理
	学校教育班	学校教育課長代理
	社会教育班	文化・生涯学習課長代理
	体育施設班	スポーツ振興課長代理
議会調整部	議会事務局長が指名する者	

注 班の連絡員は1人とし、連絡員となるべき職員が2人以上いる場合は、当該職員の所属長が指名した者とする。

(7) 新潟県柏崎市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成25年3月25日告示第38号

新潟県柏崎市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱を次のように定め、平成25年4月1日から実施する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。第18条において「ガイドライン」という。）に基づき、本市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めるものとする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式）に登録し、特殊標章等を交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記第2号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付することができるものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項の規定により腕章等を交付した者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶又は航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認

めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記第3号様式）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記第4号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったとき、その他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第18条 柏崎市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災・原子力課が行うものとする。

(雑則)

第2号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

柏崎市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	
識別のための情報（標章及び帽章の交付の場合に記載） 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh 因子)	

標章を使用する場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(旗及び車両章の交付の場合に記載)

(許可権者使用欄)

資 格：

証明書番号：

交付の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

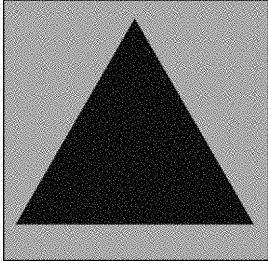
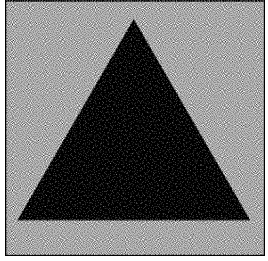
身分証明書再交付申請書

年 月 日	
柏崎市長 様	
申 請 者	
住 所	（電話 ）
氏 名	⑩
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

別図（第2条関係）

（表面）

	柏崎市長	
	身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his/ her capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
柏崎市長		
有効期間の満了日/Date of expiry		

（日本産業規格A7 横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

(裏面)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(8) 新潟県柏崎市消防本部特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成25年3月26日消防本部告示第3号

新潟県柏崎市消防本部特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱を次のように定め、平成25年4月1日から実施する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。第18条において「ガイドライン」という。）に基づき、柏崎市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めるものとする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 消防長の所管の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式）に登録し、特殊標章等を交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記第2号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶又は航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は、必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記第3号様式）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記第4号様式）により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

（保管）

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

（庶務）

第18条 柏崎市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、消防総務課が行うものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

別表 （略） 別記 （略）

柏崎市国民保護計画

平成19年（2007年）2月作成

平成22年（2010年）8月変更

平成27年（2015年）5月変更

令和 2年（2020年）3月変更

令和 4年（2022年）3月変更

編集・発行

柏崎市危機管理部防災・原子力課

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL 0257-21-2316

FAX 0257-21-5980

E-mail bosai@city.kashiwazaki.lg.jp
